

7. 駐車場

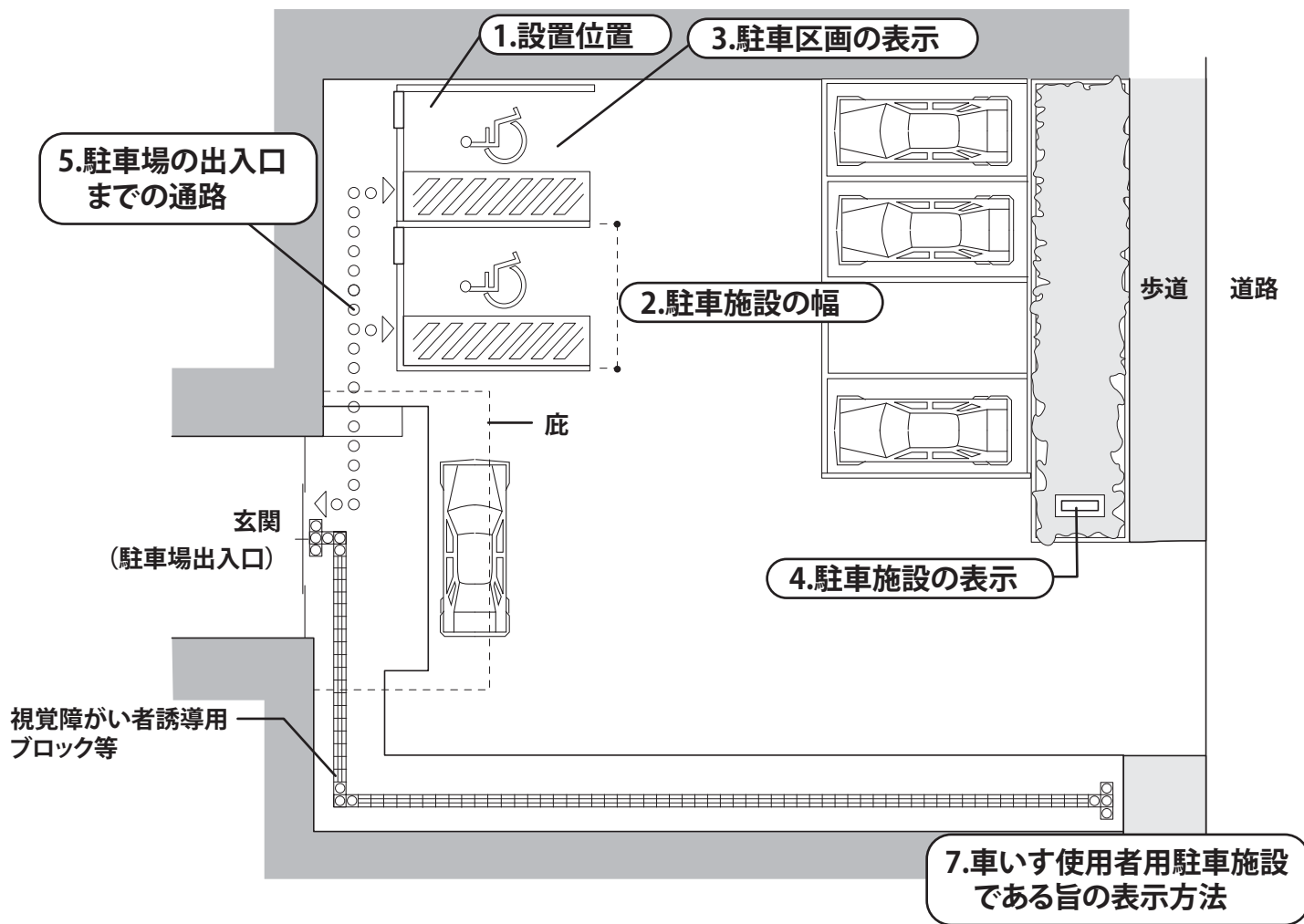
基本的な考え方

自動車は高齢者、障がい者等にとって有効な移動手段であるため、車いす使用者用駐車スペースの確保が必要となります。また、車いす使用者用駐車スペースから主要な出入口へ至る通路も、車いす使用者等に配慮した整備が必要です。

設計のポイント

- 車いす使用者用の駐車スペースは、建物の出入口に近いところに設けるとともに、車いす使用者が安全に乗り降りできるスペースを確保し、わかりやすい表示を行うことが必要です。
- 車路と歩行者空間は明確に分離することが重要です。

整備項目



整備の対象 | 駐車場を対象とします。

留意事項

整備が求められる施設については次ページを参照して下さい。

車いす使用者用駐車施設の必要数

整備基準 必要数 ≥ 1 (全駐車台数が100台以下の場合)

必要数 $\geq \text{全駐車台数} \times 1/100$ (全駐車台数が100台を超える場合)

誘導基準 必要数 $\geq \text{全駐車台数} \times 2/100$ (全駐車台数が200台以下の場合)

必要数 $\geq \text{全駐車台数} \times 1/100 + 2$ (全駐車台数が200台を超える場合)

※端数は全て切り上げる

○車いす使用者用駐車施設の整備基準適用施設

- ・不特定かつ多数の人が利用する駐車場
- ・福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和47年福岡市条例第55号）第7条第3項の規定に基づく共同住宅等の車いす使用者のための駐車場

♥車いす使用者用駐車施設の誘導基準適用施設

- ・誘導基準は、すべての施設を対象としています。

1. 設置位置

[整7(1)ア 誘7(2)ア]

- ♥車いす使用者用駐車施設は、駐車場へ通じる建物出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離が、できるだけ短くなる位置に設けます。

- *車いす使用者の移動の負担を軽減するために、建物出入口にできる限り近い位置に設置します。
- *建物の駐車場への出入口と玄関ホールを兼ねる場合は、玄関ホールからの距離が対象となります。
- *屋内駐車場の場合は、駐車場出入口又はエレベーターまでの距離を短くするようにします。

2. 駐車施設の幅等

[整7(1)イ 誘7(2)イ]

- ♥車いす使用者用駐車施設の幅は、350cm以上とします。

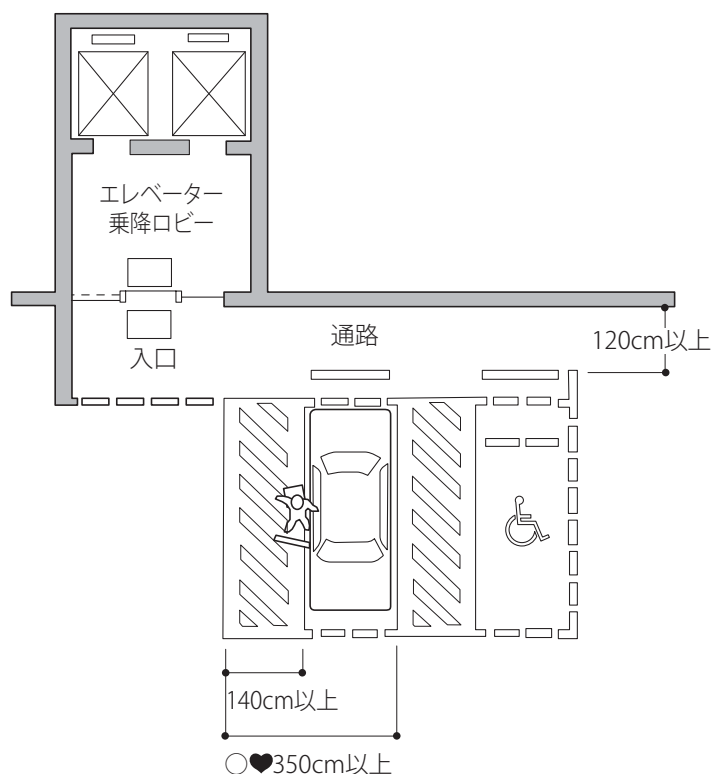
- ◇車いす使用者用駐車場施設の床面は、滑りにくい構造とし、できるだけ平坦とします。

- ◆車体の両側に乗降用のスペースを設けることが望まれます。

- ◆車体の後方にもスペースを確保することが望まれます。

- *「350cm」とは、普通車用駐車スペースに、車いすが転回でき、介護者が横につき添えるスペース（幅140cm以上）を見込んだものです。なお、自動車のドアを全開にした状態で車いすから自動車へ容易に乗降できる幅を確保することが重要です。
- *車いす使用者用駐車施設の床面は、車両と車いす間の乗降の際に、車いすが動いたり傾いたりしないようにします。
- *「両側に乗降用のスペース」とは、前方、後方からの駐車の場合の乗降、さらに、助手席からの乗降を考慮したものです。
- *車体の後方スペースは、トランクから車いすを積み下ろしするなど多様な状況にも対応できます。

屋内駐車場の例



○：整備基準 ♥：誘導基準 ◇：標準的な整備内容 ◆：望ましい整備内容 *：語句の解説等

3. 駐車区画の表示

[整7(1)ウ 誘7(2)ウ]

○♥車いす使用者用である旨を、見やすい方法で表示します。ただし、整備基準では、全駐車台数が5台未満の駐車場についてはこの限りではありません。

◇反射シール等を貼ることは、バック入庫の場合やつまずき防止に有効です。

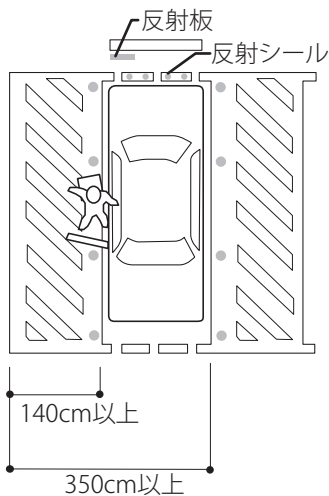
◆立て看板を設置する場合は、車両の後部ドア(ハッチゲート)の開閉に支障がないよう配慮が望まれます。

車いす使用者駐車区画の表示の例



5台未満の例
(5台以上の場合は「優先」→「専用」)

反射シールの設置例



*「見やすい方法」とは、床面に車いすマークを表示することや、壁面や看板等に表示することです。

*全駐車台数が5台未満の場合、「専用」使用することが難しいことが想定されます。この場合は、「優先」とするなどの表示を行うことが望まれます。

*「反射シール等を貼ることは」、例えば頸部障がい等の身体上の理由から後ろを振り向くことができない運転手に配慮するためです。また、夜間駐車のためにも有効であり、車止めに貼ることにより、つまずき防止にもなります。

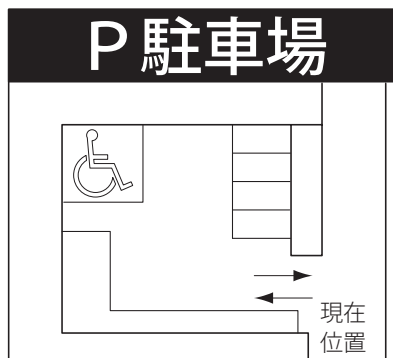
*床面積の合計2,000㎡以上の特別特定建築物(バリアフリー法施行令第5条)は、当該駐車場のすべてに表示が必要です。

4. 駐車施設の表示

[誘7(4)]

♥道路から駐車場に通じる出入口に、車いす使用者用駐車施設がある旨を、見やすい方法により表示します。

表示の例



*「見やすい方法」とは、駐車場の出入口に車いす使用者用駐車施設が設置されていることがわかるように標識を設け、駐車場の入口から車いす使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設けることです。

5. 駐車場の出入口までの通路

[整7(2) 誘7(3)]

※「8.敷地内の通路」の項を参照(P127)

※「9.手すり」の項を参照(P135)

○●車いす使用者用駐車施設に通じる出入口から車いす使用者用駐車施設に通じる駐車場内の通路は、「8.敷地内の通路」で定めるように下表の構造とします。

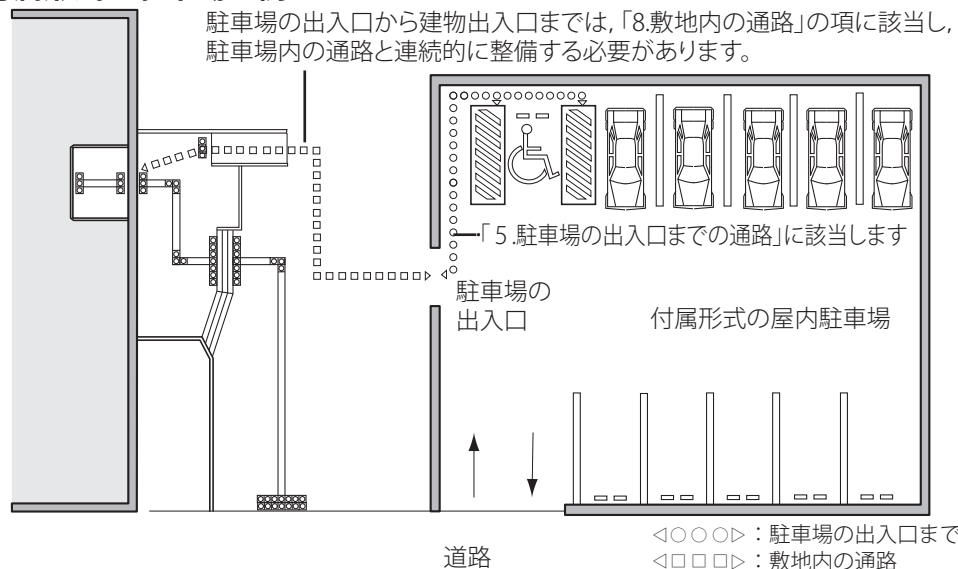
* 駐車場の出入口から駐車施設までの駐車場内の通路が対象です。
* 駐車場内の通路に、車いす使用者が通行可能な傾斜路や通路幅の確保等を配慮します。

「8.敷地内の通路」に定める構造

整備内容	○整備基準	●誘導基準
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車いす使用者の通行に支障のないものとする	同 左
有効幅員	120cm以上	180cm以上
車いすの転回スペース	区間50m以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分設ける	
高低差がある場合	3の項(1)から(6)までに定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用昇降機を設ける	3の項(1)及び(3)から(7) (ただし、こう配は1/15)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用昇降機を設ける
有効幅員	120cm以上 (段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段を併設する場合は120cm以上)
こう配	1/12 (傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	1/15以下
踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さは80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する通路等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

注) 用途面積2,000m²以上の一部の用途の施設には、「傾斜路の識別」について付加基準があります。「3.傾斜路」(P71)の項を参照してください。

付属形式の駐車場の例



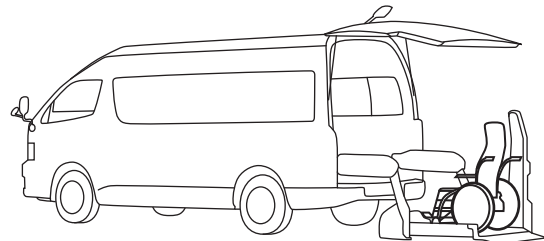
○:整備基準 ●:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

6. 屋根や庇

- ◆ 駐車スペース及び通路に屋根又は庇を設けることが望まれます。
- ◆ 車いすによる乗降等を想定しているスペースに屋根又は庇を設ける場合は、車いす用リフト付車両等に対応した天井高さを確保することが望まれます。

* 車いす使用者が車から乗り降りする場合、時間がかかる上に傘をさすことが困難なため、屋根があると雨天時も濡れずに安心して乗り降りできます。

車いす用リフト付車両の例示



7. 車いすユーザー用駐車施設である旨の表示方法

- ◆ 車いすユーザーに分かりやすくするため、また不適正利用を防止するために、標識は目立つものとするのが望まれます。
- ◆ 一般スペースと区別が付きやすくし、また不適正利用の抑止を図るために、表面への国際シンボルマークの塗装は、青色の地に白色のマークとする等、目立つものとするのが望まれます。

ふくおか・まごころ駐車場制度について

●「ふくおか・まごころ駐車場制度」とは

障がい者や高齢者、妊産婦など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用駐車場などに車をとめ、安全、安心に施設を利用できるようにする制度のことです。下記の要件を満たす駐車場を「ふくおか・まごころ駐車場」として登録しています。

「ふくおか・まごころ駐車場」に登録した駐車場には、目印となるステッカー（A3 サイズ又は三角コーン用）を掲示することになっています。

「ふくおか・まごころ駐車場」に登録した駐車場は、対象となる方が運転又は同乗している場合に利用証を掲示することで利用することができます。利用証の発行には、申請書の提出と確認書類の提示が必要となります。利用証の交付対象者は次の通りです。

- ・車いす使用者（車いす常時使用のみ）で自ら運転する方には①赤色
 - ・身体・知的・精神障がい者、高齢者、難病の方には②緑色
 - ・妊産婦やけがをしている方には③オレンジ色
- の利用証を交付しています。



お願い! 駐車場を所有又は管理している方は、「ふくおか・まごころ駐車場」への登録をお願いします。

●「ふくおか・まごころ駐車場」の登録要件

障がい者等用の駐車場（幅3,500mm以上）、もしくは一般の駐車場

●駐車場の登録に関する問合せ先

- ・福岡県福祉労働部障がい福祉課社会参加係
- ・以下のサイトに「ふくおか・まごころ駐車場」の概要が掲載されています。
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokamagokorochusyazyou.html>

車いす使用者用駐車施設について

●利用者が困ること

車いす使用者などが車いす使用者用駐車施設を利用する際に、フラップ板があるなどにより以下のようなことに困っています。

〔車の乗り降りについて〕

- ・車内と車いす間を移乗する際、フラップ板があると、運転席等に車いすが寄り付けない等、邪魔になることがあります。
- ・車いすから車に移乗するのに時間がかかるため、精算した後、移乗している間に再度フラップが上がることもあり、車内に乗り込めないこともあります。
- ・雨天時に車内と車いす間を移乗する際、雨に濡れたり、手が滑って落下する恐れがあります。

〔駐車場の入出庫について〕

- ・上肢が不自由な場合、駐車券を発券機からスムーズに取るできないときがあります。

〔その他の利用者のマナーについて〕

- ・車いす使用者用駐車施設に、車いす使用者以外の方が駐車していることがあり、駐車できないことがあります。

●利用者の困りごとに配慮した例

〔車の乗り降りについて〕

- ・フラップ板を設置する場合、地上部にフラップ板の操作部が出ていないものとしたり、フラップ板が再上昇するまでの時間に配慮するなど考えられます。

フラップ板の操作部が地上に出ていない事例▶
(中央区市民センター)



- ・車いす使用者用駐車施設に屋根を設け、雨天時に利用者が濡れないよう配慮することが考えられます。

車いす使用者用駐車施設に屋根を設けた事例▶
(福岡市総合体育館)



8.敷地内の通路

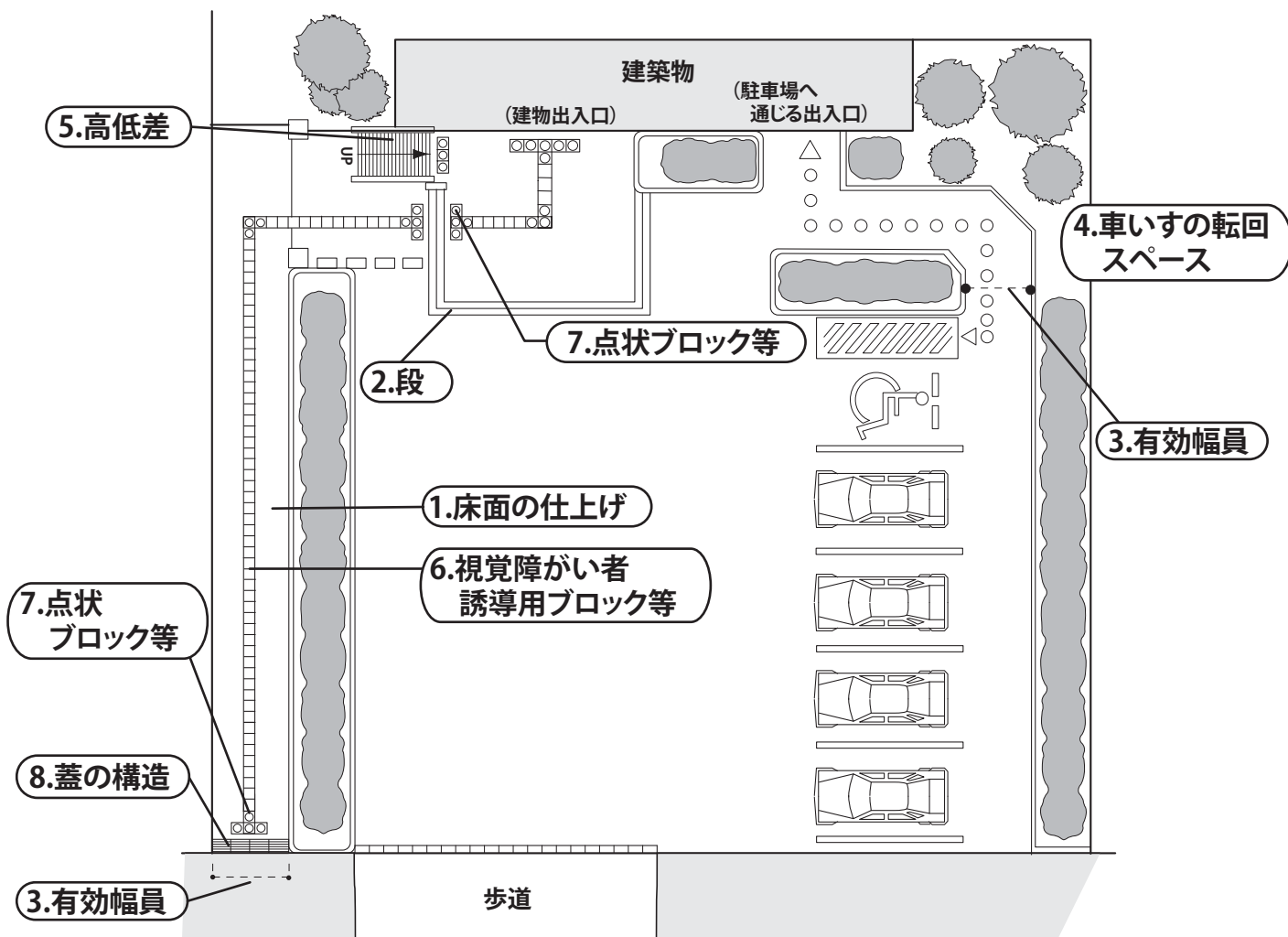
基本的な考え方

道路から建物の出入口まで、また、駐車場から建物の駐車場出入口までの敷地内の通路は、高齢者、障がい者等がわかりやすく、支障なく移動できるように配慮する必要があります。

設計のポイント

- 歩行者の通路は、車道との分離、傾斜路又は昇降機による段差の解消、車いすの利用に対応した通路幅員の確保、わかりやすい案内標示や視覚障がい者の誘導等にも配慮する必要があります。
- 様々な障害や身体機能の低下を持つ人も、一般の人と同じ経路で建築物に到達できるように配慮する必要があります。

整備項目



整備の対象

□道等から建物出入口と駐車場から駐車場へ通じる建物出入口（駐車場出入口）に至るすべての通路を対象とします。

留意事項

- 整備基準では、床面の仕上げ、段、排水溝の蓋についてすべての敷地内の通路の整備を求め、1以上の敷地内の通路（移動等円滑化経路）については、車いす使用者が通行可能な幅員、傾斜路等や視覚障がい者の通行に配慮した整備を求めています。誘導基準では、すべての敷地内の通路の整備を求めています。
- ただし、整備基準、誘導基準ともに地形の特殊性により困難であり、出入口から道等に至る車路を設けた場合はこの限りではありません。

1. 床面の仕上げ

[整/8(1) 誘/8(1)]

- ♥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車いす使用者の通行に支障のないものとします。

*全ての通路が対象となります。
*「滑りにくい材料」とは、「3. 資料編」参照。(P387)
*車いすでは移動が困難となる砂利敷きの採用を避ける必要があります。やむを得ずそのような通路を設ける場合は迂回路を設けます。

2. 段

[整/8(2) 誘/8(2)]

- ♥段を設ける場合は、「4. 階段」で定めているように下表の構造とします。

◇整備基準では、1以上の経路は傾斜路となっており、それ以外の経路で、段を設ける場合に適用されます。

※「4.階段」の項を参照 (P77)

※「9.手すり」の項を参照 (P135)

「4.階段」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
幅員		内のり150cm以上(共同住宅等は140cm以上)
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さは80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
構造	回り段を設けない。ただし、構造上困難な場合はこの限りでない	回り段を設けない
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
階段の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする	同 左
けあげ、踏面の寸法		けあげ16cm以下、踏面30cm以上

注) 用途面積2,000m²以上の一部の用途の施設には、「階段の識別」について付加基準があります。「4.階段」(P77)の項を参照してください。

3. 有効幅員

[整/8(3)ア 誘/8(3)ア]

- 通路の有効幅員は、120cm以上とします。
ただし、1経路が対象です。
(「4. 車いすの転回スペース」～「7.点状ブロック等」も)
同様に1経路が対象です。

- ♥通路の有効幅員は、180cm以上とします。

*「地形の特殊性により困難」とは、敷地と道路の高低差が大きく、こう配が確保できない場合でも、建物出入口まで車で行けることが必要との判断です。
車の利用しか考えられない施設も同様の扱いとなります。
ただし、駐車施設から建物出入口までの通路は除外していません。

4. 車いすの転回スペース

[整/8(3)イ]

- 区間50m以内ごとに、車いすが転回できるスペースを設けます。

5. 高低差

[整/8(3)ウ 誘/8(3)イ、(5)]

- ♥主要な敷地内通路に高低差がある場合は、「3. 傾斜路」で定めているように下表の構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用昇降機を設けます。

- ♥こう配は、1/15以下とします。

*歩道は、横断こう配1%で整備されており、集中豪雨などの際に雨水が敷地に侵入することが想定されることから、敷地や建築物への浸水対策に配慮することが望まれます。また、敷地から流出した雨水によって歩道に水たまりができやすいため、排水溝や排水ます等の排水施設を設けることが望まれます。

※「3.傾斜路」の項を参照(P71)

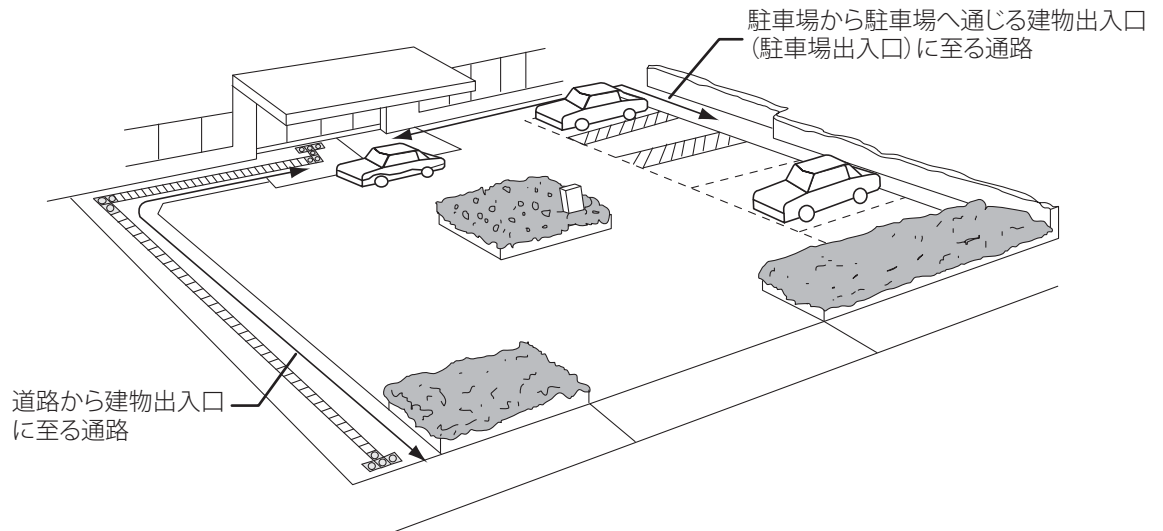
「3.傾斜路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
有効幅員	120cm以上 (段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段を併設する場合は120cm以上)
こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	1/15以下
踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さは80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する通路等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

注)用途面積2,000m²以上の一部の用途の施設には、「傾斜路の識別」について付加基準があります。
「3.傾斜路」(P71)の項を参照してください。

※「9.手すり」の項を参照(P135)

「3.有効幅員」「4.車いすの転回スペース」「5.高低差」の対象となる通路



6. 視覚障がい者誘導用ブロック等

[整/8(4)ア 誘/8(4)ア]

※「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照 (P138)

○♥道等から案内設備までの敷地内の通路には視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声誘導装置等を設けます。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

①建築物の立地状況又は用途により整備が必要でない又は適当でない場合

◇視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する場合は、歩行者空間を明確にするために、路面の仕上の色を変えたり、白線を引く等の措置が必要です。

◆点字ブロックの整備が必要な通路でない通路にあっても、点字ブロックを敷設することが望まれます。

*整備基準は、1以上の通路、誘導基準はすべての通路に適用します。

*駐車施設から建物出入口までに規定はありませんが、この場合、視覚障がい者には同伴者がいると考えられるためです。

*その他の通路における点状ブロック敷設は、視覚障がい者が誘導ブロックによる誘導ルートから逸れた場合の危険性を回避するためです。

歩道状公開空地等におけるバリアフリー化整備の考え方

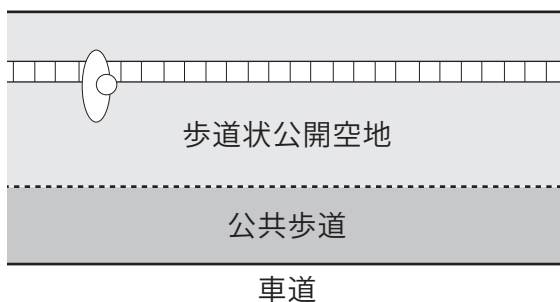
●基本的な考え方

歩道状公開空地等は、原則として道路の歩道と同様に、有効幅員の確保や滑りにくい路面の仕上げ、歩きやすい勾配の確保などに努めます。また、下記の事例のように視覚障がいのある人のための整備環境が整っている場合には、誘導用ブロックを敷設するなどの基準に準拠することとします。

●幅員が狭い公共歩道と一体的に歩道状公開空地等を設ける場合

公共歩道に歩行用空間が確保できないため誘導用ブロック等が敷設できない場合は、歩道状公開空地に誘導用ブロック等を敷設することが望まれます。また、公共歩道と歩道状公開空地は一体的に利用されることから段差や隙間、蓋のない排水溝などは設けません。

■整備イメージ



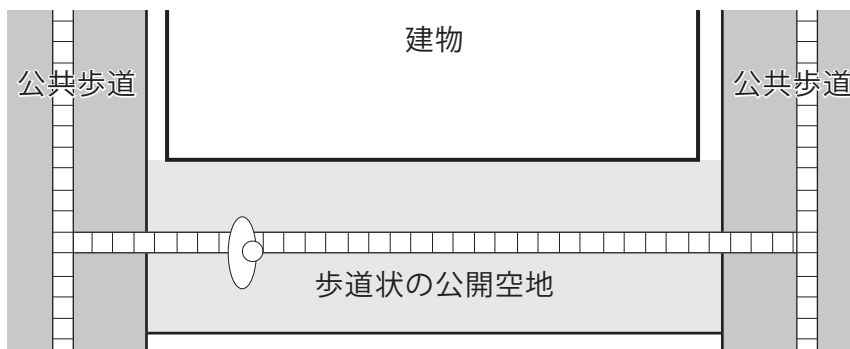
■整備事例



●公共歩道をつなぐように歩道状公開空地等を設ける場合

公共歩道を繋ぐ公開空地で見通しや明るさなどの歩行安全性が確保されている場合は、誘導用ブロック等を敷設することが望まれます。

■整備イメージ



7. 点状ブロック等

[整/8(4)イ 誘/8(4)イ]
 ※適用する用途・規模は「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P138)

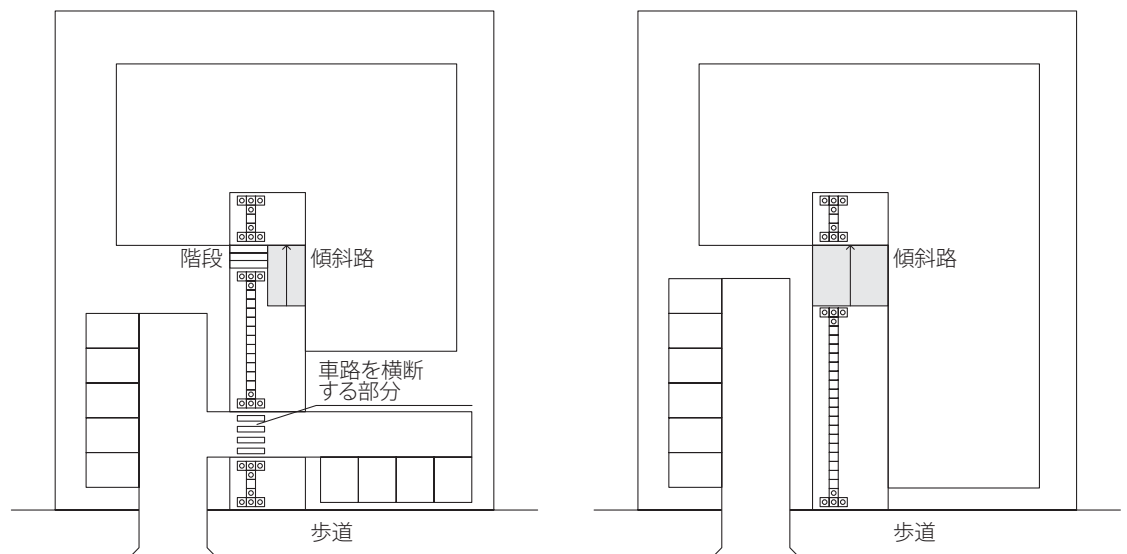
- ♥道等から案内設備までの敷地内の通路で、車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分に点状ブロック等を敷設します。

*整備基準は、1以上の通路、誘導基準は全ての通路に適用します。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ①建築物の立地状況又は用途により整備が必要でない又は適当でない場合

視覚障がい者誘導用ブロック等の整備基準の敷設例



8. 蓋の構造

[整/8(5) 誘/8(6)]

- ♥敷地内の通路に設ける排水溝等の蓋は、車いすの車輪、杖等が落ち込まない形状とします。

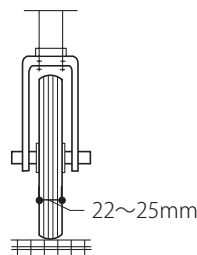
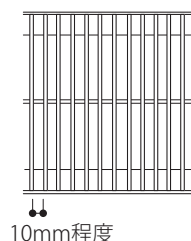
*すべての通路が対象となります。
 *車いすの車輪や杖のほかベビーカーの車輪についても落ち込まないような形状とします。

- ◆通路面と蓋の面の段をなくすことが望まれます。

*歩道は、横断こう配1%で整備されており、集中豪雨などの際に雨水が敷地に侵入することが想定されることから、敷地や建築物への浸水対策に配慮することが望まれます。また、敷地から流出した雨水によって歩道に水たまりができやすいため、排水溝や排水ます等の排水施設を設けることが望まれます。

蓋構造の例

車いすの車輪(前輪)



心のバリアフリー 1

みんなの「不便さ」は施設を改善したり、最新式の機械に取り替えることだけでは解決しないこともあります。

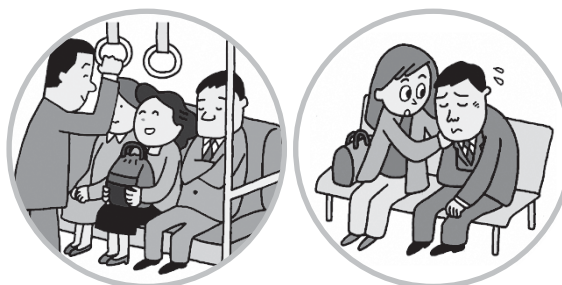
みんなと一緒に気持ちよく暮らしていけるように、わたしたち一人ひとりが、相手の気持ちになって考え、みんなで助け合うことが「心のバリアフリー」です。

●エレベーターは「みんな」のためのものだけど



エレベーターを待っている人の中には「エレベーターの方が楽」と思っている人がいる一方で、「階段で移動できない」という人や「階段で移動するととても危険で大変」という人もいます。

●あなたにもこんな経験はありませんか？



重い荷物を持っていて、自分から譲ってとは言いがらいけど、電車で席を譲ってもらった。

外出中、急に気分が悪くなり、近くにいた人が「どうしましたか」と声をかけて、ベンチに座らせてくれた。

●その人の身になって考えてみましょう



体調が良くない時や、慣れない場所で困ったとき、ちょっとしたひとことが嬉しいことがあります。困った人や手助けを必要としている人を見かけたら、その時の自分の気持ちを思い出してみましょう。

●まずは声をかけてみましょう！



本人にたずねてみないと、その人がどんなことで困っているのかわかりません。「大丈夫ですか?」「何かお手伝いしましょうか?」と声をかけてみましょう。

心のバリアフリー 2

●断られてもがっかりしない

「結構です」「大丈夫です」と言われても、がっかりすることはありません。

「せっかく声をかけたのに」と思うかもしれませんが、「今は大丈夫」という人もいます。

あなたの親切な気持ちはちゃんと伝わっていますよ。



●断る際にも「ひとこと」をお願いします

声をかけてくれた人は、勇気を出して初めて声をかけたかもしれません。

「ありがとう。でも今日は大丈夫」

断るときのひとことで「心のバリアフリー」は広がります。声をかけてくれたお礼の気持ちを伝えましょう。



マナーの悪さは、障がいがある人にとっては大きなバリアになります。せっかく施設が整備されても、利用できなければ意味のないものになってしまいます。使う人の立場にたって、一人一人が気をつけましょう。

●駐車場のマナーを守りましょう



車いす使用者用駐車施設(幅3.5m以上)は、障がいのある方や車いすを使用する方、高齢者等で歩行困難な方などが使用するスペースです。平成24年から「ふくおか・まごころ駐車場」制度がスタートしています。

●点字ブロックの上や歩道のまわりには自転車などの物を置かないようにしましょう



誘導用ブロックは、目の不自由な方が安全に歩くために手がかりとなる重要なものです。ブロック上や周囲に物を置くと移動の妨げになり、転倒など事故につながる危険があります。

●多機能トイレの使用やエレベーターの乗降マナーに気をつけましょう



多機能トイレは、一般トイレを利用できない人が使えるように広さへの配慮や多機能な設備を備えています。また、エレベーターは、階段やエスカレーターを利用できない人にとって重要な昇降設備です。その設備を必要としている人の利用を優先しましょう。

9.手すり

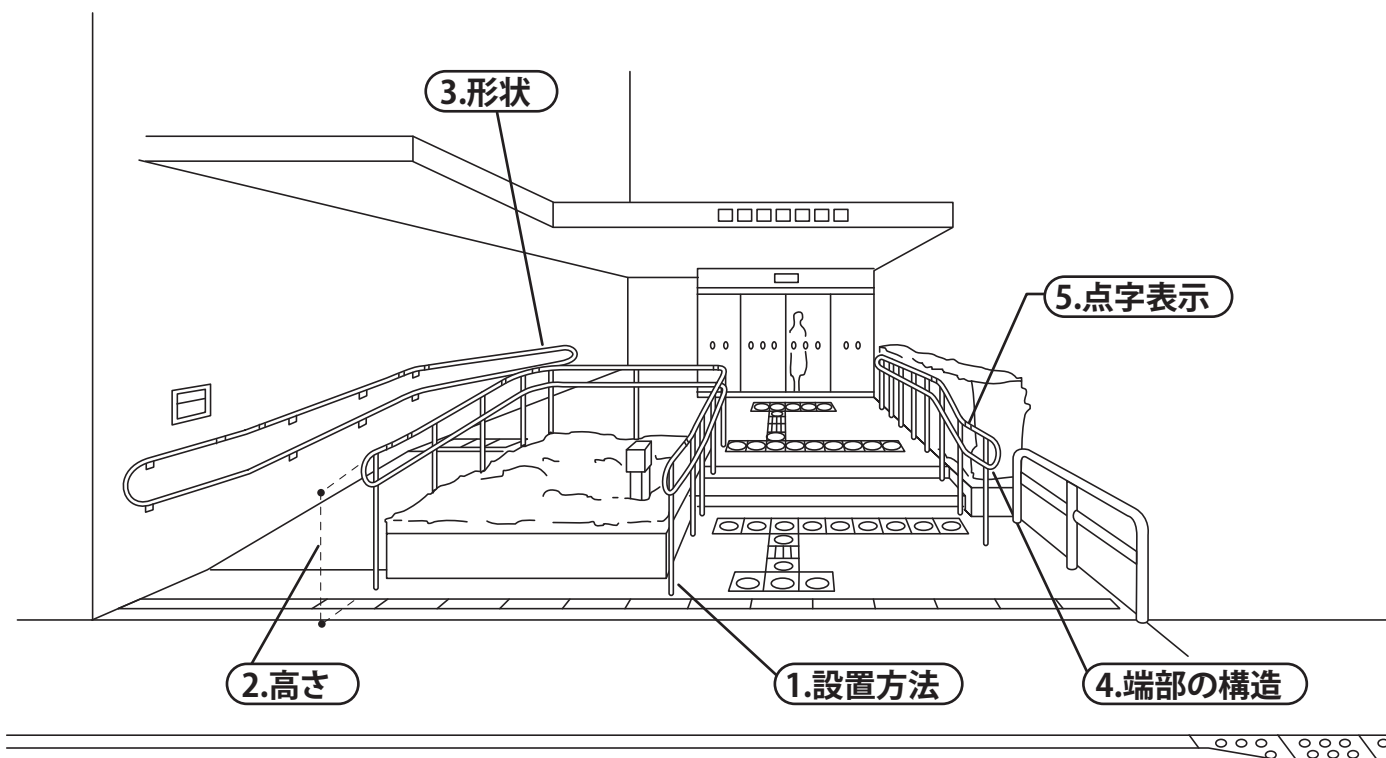
基本的な考え方

手すりは、高齢者、障がい者等の安全を確保したり、歩行や移動などの動作を補助するものであり、目的に応じた形状、大きさ、材料、取付位置、寸法で堅固に設置することが必要です。

設計のポイント

- 手すりは、高齢者、障がい者等にとって、誘導、身体の支持、動作の補助、安全確保等のために必要な設備であり、他の設備との組み合わせ内容に応じて適切な場所に設ける必要があります。また、設置場所、必要性等に応じ、適切な形状及び寸法とすることが大切です。
- 視覚障がい者にとって手すりは現在位置、進行方向などの情報提供となることから、適切な点字による表示や末端処理を行う必要があります。

整備項目



整備の対象 | □傾斜路、階段及び敷地内の通路に設ける手すりを対象とします。

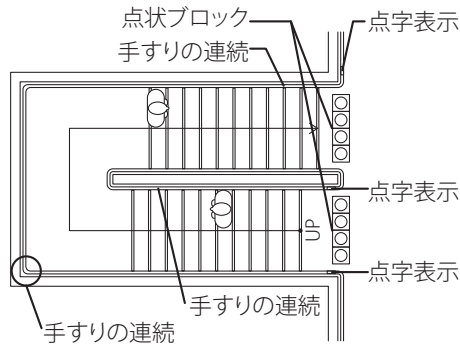
1. 設置方法

[整/9(1) 誘/9(1)]

○手すりは、原則として連続して設置します。

♥手すりは、連続して設置します。

手すりの連続の例



*点状ブロック等の敷設について、段がある部分の上端に近接する踊場の部分に、段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りではありません。

2. 高さ

[整/9(2) 誘/9(2)]

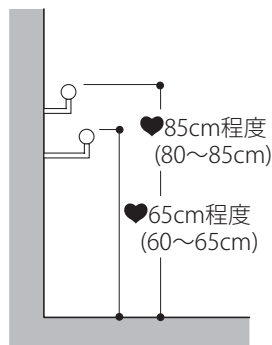
○取り付けの高さは、80cm程度とします。

♥取り付けの高さは、1本の場合は80cm程度とします。また2本の場合は、65cm程度及び85cm程度のものを設置します。

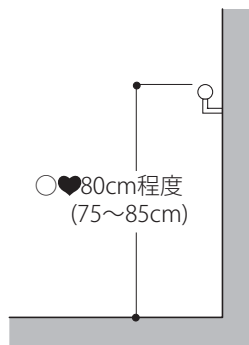
*手すりを2本設けるのは、高齢者、障がい者等、身長の違いなどさまざまな人の利用に対応するためです。

手すりの高さ

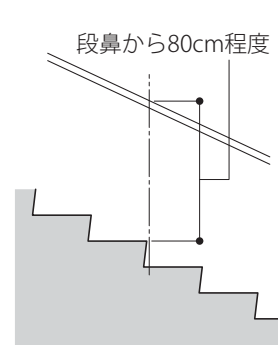
(2本の場合)



(1本の場合)



(階段の場合)

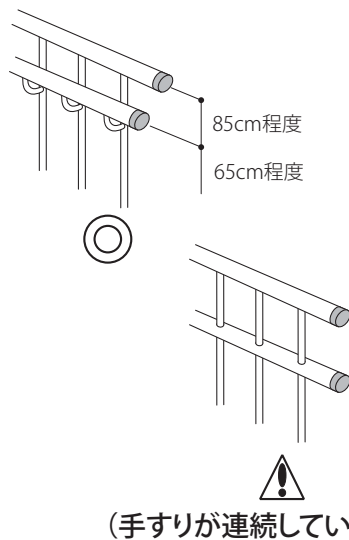


3. 形状

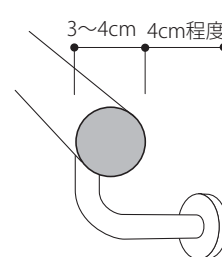
[整/9(3) 誘/9(3)]

○♥手すりの形状は、握りやすいものとします。

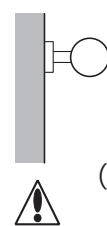
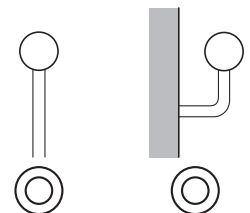
手すり(2本)の例



手すりの形状の例



◎:望ましい整備例
⚠:望ましくない整備例



(握りにくいため)
(支持材が手にぶつかりやすいため)

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

4. 端部の構造

[整9(4) 誘9(4)]

○♥傾斜路並びに階段及び段の上下端部では、手すりを高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込みます。

*「(手すりの)両端を壁面又は下方へ巻き込む」としているのは、傾斜路、階段等を通し終えたことを知らせるための措置です。

◇壁とのあきは4cm程度とし、また、手すりの下側で支持し、握りやすいよう配慮します。

◆手すりの端部の長さは、階段や傾斜路においては起終点から45cm以上かつ水平部分を30cm以上確保することが望まれます。

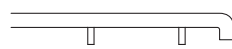
*「水平部分を確保」としているのは傾斜や段の始まり、終わりを知らせるためや、昇り降りに際し、高齢者等にとって移動を容易にするためです。

端部の形状の例

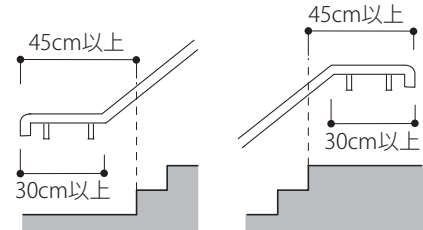
(壁方向に曲げる場合)



(下方に曲げる場合)



(階段等終了部分)



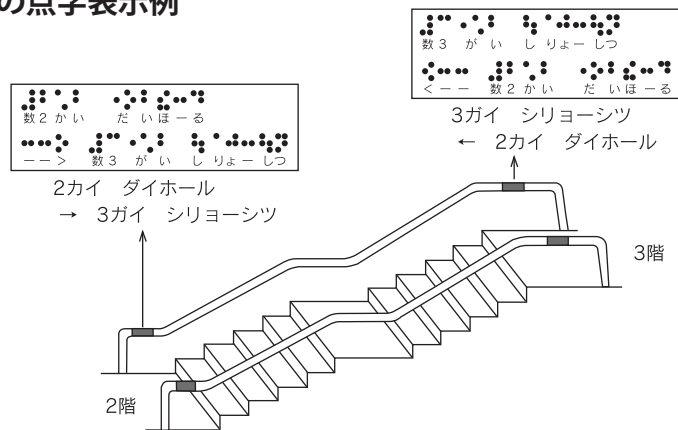
5. 点字表示

[誘9(5)]

♥手すりの端部やわん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示します。

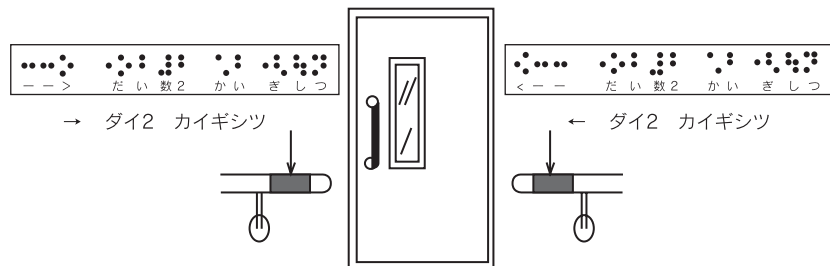
*「点字表示」は、視覚障がい者の安全な移動を確保するための措置です。

階段手すりの点字表示例



備考 ■部を点字で表示する

室出入口の点字表示例



備考 ■部を点字で表示する

◇点字による表示方法は、JIS T0921に合わせたものとします。

10. 視覚障がい者誘導用ブロック等

基本的な考え方

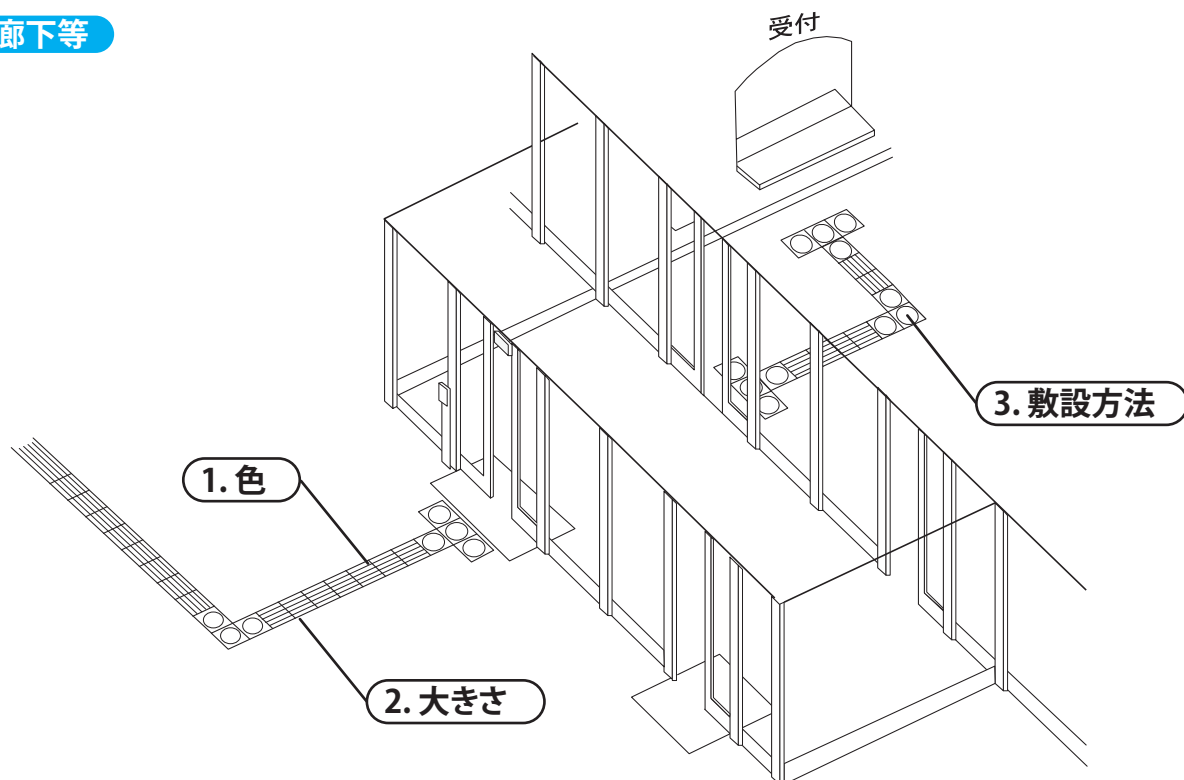
視覚障がい者誘導用ブロック等は、方向の誘導や危険回避のための有効な手段です。周囲の状況等を考慮し、視覚障がい者が容易に確認でき、わかりやすい方法で敷設することが必要です。

設計のポイント

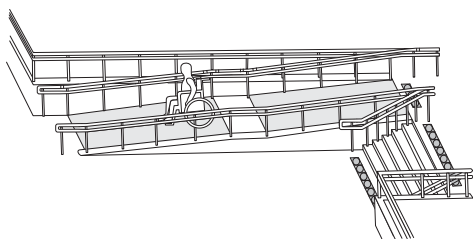
- 弱視者に配慮した色とします。
- 視覚障がい者の動作を考慮して、壁とのあきを確保します。
- 単純な動線で対象施設へ導くことが重要です。

整備項目

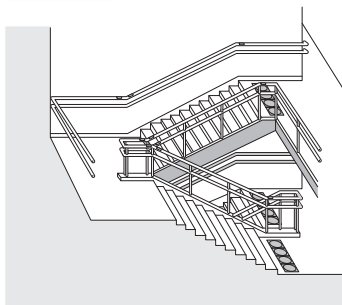
廊下等



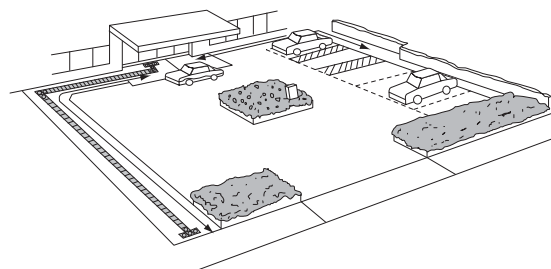
傾斜路



階段



敷地内の通路



整備の対象 | 廊下等, 傾斜路, 階段及び敷地内の通路に設ける視覚障がい者誘導用ブロック等を対象とします。

留意事項 | 整備基準及び誘導基準において整備が必要な施設は次ページを参照して下さい。

○視覚障がい者誘導用ブロック等の整備基準適用施設

視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設、音声誘導装置等の整備が必要な施設	すべての施設	用途面積が300㎡以上	用途面積が500㎡以上	用途面積が5,000㎡以上
	興行施設、展示場、社会福祉施設、教育文化施設、金融機関等の施設、交通機関の施設、公益事業施設、官公庁舎、地下街等	医療施設、集会施設、宿泊施設、飲食施設、サービス施設	物品販売施設、スポーツ遊技施設、公衆浴場	事務所、工場、複合施設

♥視覚障がい者誘導用ブロック等の誘導基準適用施設

- ・誘導基準では施設にかかわらず整備が必要です。ただし、共同住宅、学校等施設、自動車車庫は対象外です。その他は面積にかかわらず、整備が必要です。

- ♥色は原則として黄色とします。ただし、これによりがたい場合は、周囲の床材との色の明度の差又は輝度比の大きい色とします。

- ♥下表のものについては、色の明度差が大きいことに加え、「色相又は彩度の差が大きい」ことが必要です。

	用途
「色の明度、色相又は彩度の差が大きい」ことが必要な施設	特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。）、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボート場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）、公衆便所、公共用歩廊

注)これらの施設は、バリアフリー法施行令第5条に規定する特別特定建築物です。

- ◇視覚障がい者誘導用ブロック等の色は、原則として黄色とします。ただし、床の色が白や薄いグレーなど視覚障がい者誘導用ブロック等が見えにくくなる場合や、やむを得ず黄色以外の色を使用する場合は、周囲の床の仕上げと輝度比2.0以上を確保します。

輝度

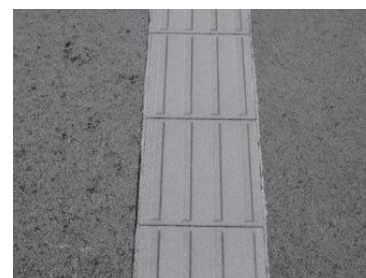
- ・ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものです。輝度は輝度計により測定することができます。

輝度比

- ・輝度比は以下の式で算出できます。

$$\text{輝度比} = \frac{\text{視覚障がい者誘導用ブロックの輝度 (cd/m}^2\text{)}}{\text{舗装路面の輝度 (cd/m}^2\text{)}}$$

輝度比2.8の例



1. 色

[整/10(1) 誘/10(1)]

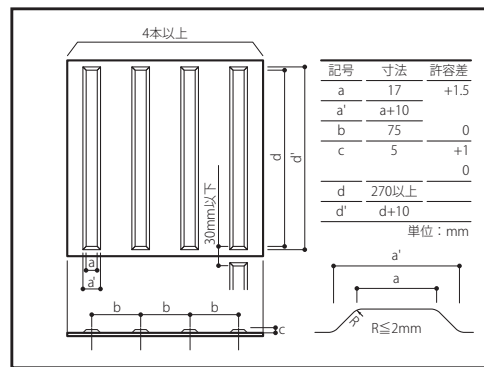
2. 大きさ

[整/10(2) 誘/10(2)]

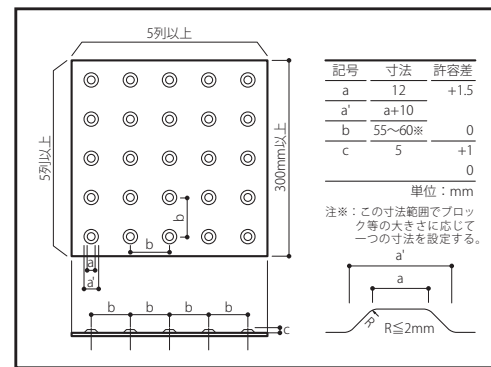
○♥大きさは原則として縦横それぞれ30cmとします。

◇原則として, JIS T9251に合わせたものとします。

線状ブロック等



点状ブロック等



3. 敷設方法

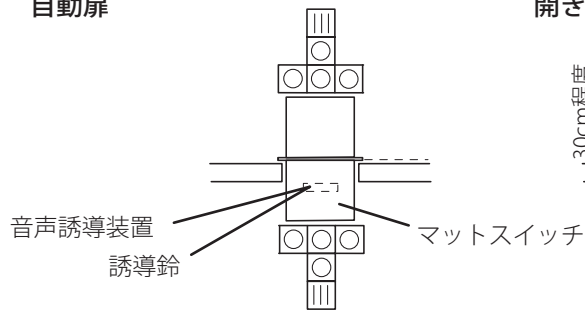
- ◇視覚障がい者誘導用ブロック等の材質は, 十分な強度を有し, 滑りにくく, 耐久性, 耐摩耗性に優れたものとします。
- ◇線状ブロック等は誘導の方向と線状突起の方向とを平行にし, 原則として連続して敷設します。
- ◇点状ブロック等は屈折部, 段差部分, 危険箇所の前面(約30cm離す)に敷設します。また, 階段降り口では段鼻から約30cm離し, またエレベーター入口では押しボタン側に寄せて敷設します。

- *原則として湾曲しないよう直線上に敷設し, 屈折する場合は直角に配置します。
- *自動式引き戸でマットを使用する場合はマット直前に, 開き戸の場合は開いた先端に点状ブロック等を配置します。
- *敷設位置は, 店舗のショーウィンドウ等の前で立ち止まっている人や店舗を出入りする人との交錯を考慮して, 壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とします。(例:百貨店, 地下街, 商店街等)

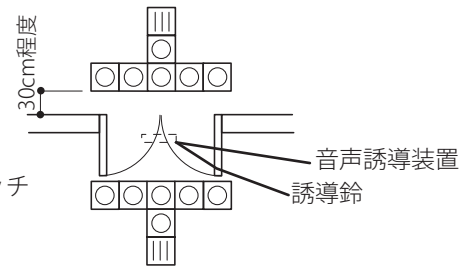
視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設方法

(建物出入口前後)

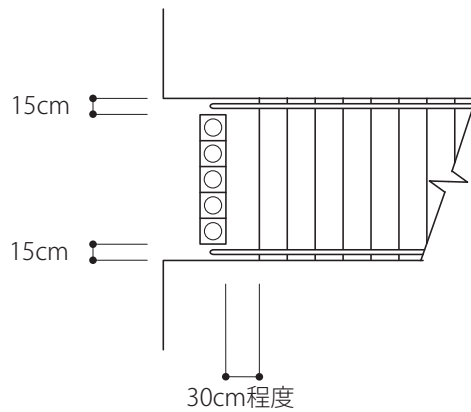
自動扉



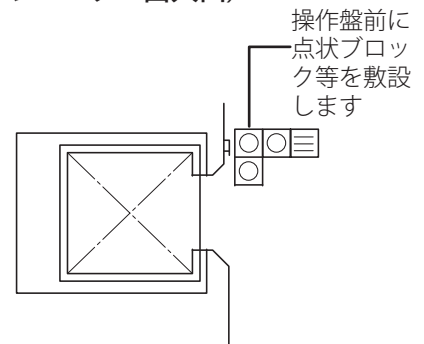
開き戸



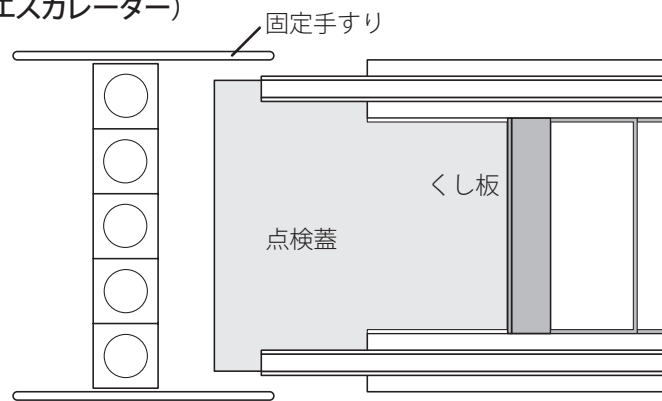
(階段前後)



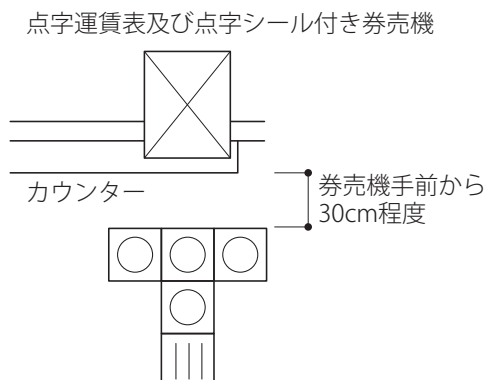
(エレベーター出入口)



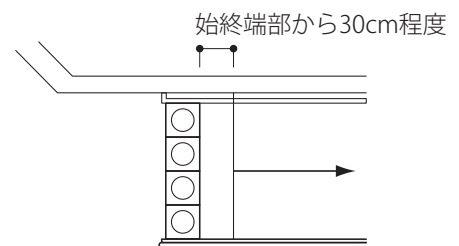
(エスカレーター)



(券売機)



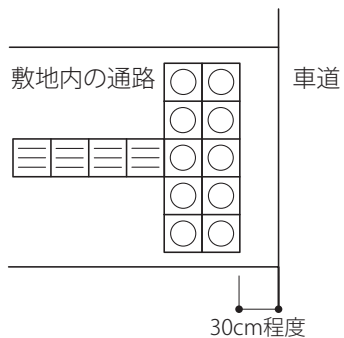
(傾斜路)



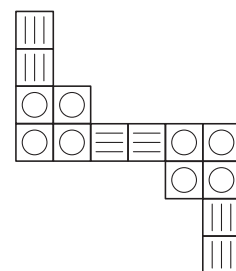
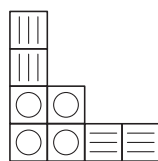
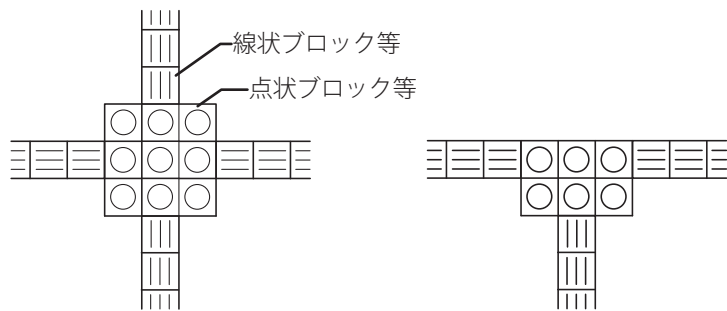
○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

外部等, 危険性の高い場所への敷設

(道路境界)

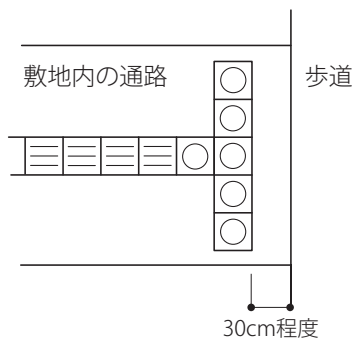


(屈折部)

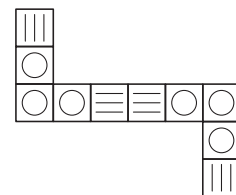
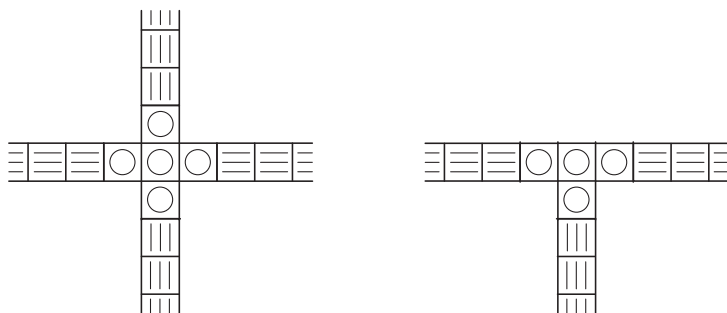


建物内部等, 危険性の少ない場所への敷設

(道路境界)



(屈折部)



知的障がいについて

●知的障がいとは

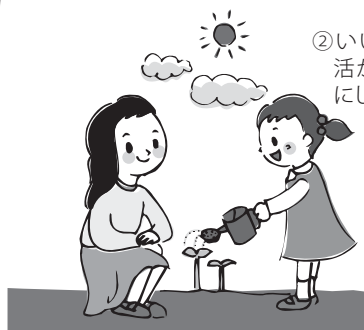
知的障がいのある人は、先天性又は出生時などに、脳になんらかの障がい（ダウン症候群などの染色体異常、胎内感染症、低酸素脳症、脳炎など）を受けたために知的な発達が遅れ、言語、空間認知、情報入手、コミュニケーションなどの社会生活に困難を抱えています。環境の変化、新しい環境への適応や複雑な建築物内の動線を理解したりすることが困難とされています。

知的障がいのある人には、障がいの程度に応じた療育手帳が交付されます。療育手帳を交付されると、一貫した指導や相談、各種福祉サービスを受けやすくなります。

●知的障がいのある人への接し方



①手助けしてくれる人がいれば、知的障がいのある人たちは、コツコツとまじめにものごとを進めていく力を持っています。



②いい面を最大限に活かしてあげるようにしてください。



③社会生活の中で、支援が必要な場面があります。

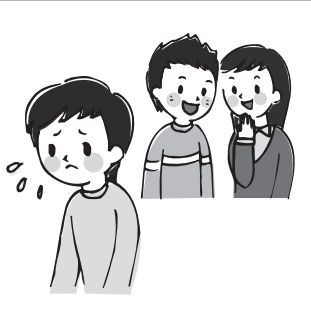


ゆっくり聞いてあげましょう。

④難しい言葉づかいや数字などの多用は避け、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく、ということを中心に心がけてください。また、相手の言いたいことを十分にくみとるよう努めましょう。



⑤素早く判断し行動することが苦手なので、危険なときは安全な方向へ導いてあげましょう。



⑥ことさら障がいを指摘するような言葉を投げかけたり、無意味に笑ったりすることは、相手の気持ちを非常に傷つけます。逆にむやみにこわがったり、警戒心を持ったりすることもつつみましょう。

11. 客席及び舞台

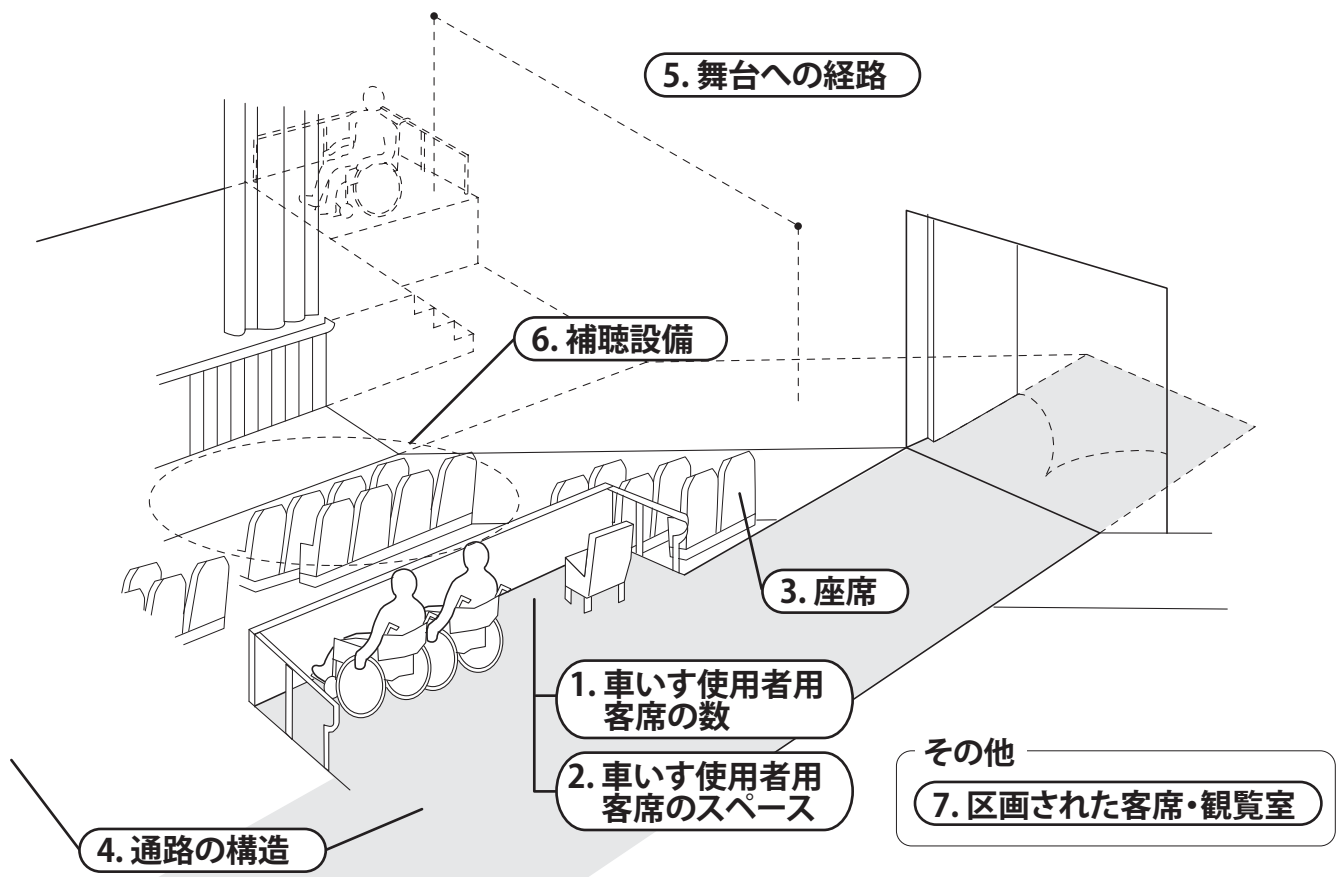
基本的な考え方

劇場や観覧場、集会場等には、出入口から容易に到達できる位置に車いす使用者が利用できる客席のスペースや、舞台に容易に上れるよう配慮する必要があります。また、聴覚障がい者の観覧に配慮した設備を設ける必要があります。

設計のポイント

- 劇場、ホールなど、観客席を持つ建築物では、車いす使用者が出入口から容易に到達できるよう通路を確保し、車いす使用者が見やすく安定して停止できるスペースを設けます。
- 舞台にも車いす使用者が容易に上れるよう段差のない通路や昇降機設置などに配慮をする必要があります。
- 聴覚障がい者への配慮として、集団補聴器等を設置する必要があります。

整備項目



整備の対象

不特定かつ多数の人が利用する興行施設や集会施設、スポーツ施設等に設けられる観客席や舞台等を対象とします。

留意事項

車いす使用者用客席の必要数

整備基準 必要数 ≥ 2

誘導基準 必要数 ≥ 2 (1室の客席数が400席以下の場合)

必要数 $\geq 2 + (1室の客席数 - 400) / 200$ (1室の客席数が400席を超える場合)

※ (1室の客席数 - 400) / 200の端数は全て切り上げる

※ 必要数は、最大でも20席までとする

車いす使用者が支障なく舞台上がれる経路の確保を、整備基準では400席以上の場合に、誘導基準では席数にかかわらず求めています。

1. 車いす使用者用客席の数

[整/11(1)ア 誘/11(1)]

○♥出入口から容易に到達できる位置に、車いす使用者用客席を2以上設けます。さらに、誘導基準においては客席数が400を超える場合には、200席増えるごとに1を加えた客席(最大20席)を設けます。

◆車いす使用者が選択できるよう2ヶ所以上の固定位置に分散して設けることが望まれます。また、多数の車いす使用者の利用に配慮し、固定位置のスペースを確保した上で、可動席スペースを設けることが望まれます。

*客席数は、複数の室がある場合でも、1室の客席数で算定します。

2. 車いす使用者用客席のスペース

[整/11(1)イ 誘/11(1)イ]

○1席当たり幅85cm以上、奥行き110cm以上とします。

♥1席当たり幅90cm以上、奥行き150cm以上とします。

◆車いす使用者席に隣接して介護者用の座席(可動式)を設けることが望まれます。

◆前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保することが望まれます。

*「幅85cm」、「奥行き110cm」は最低必要な幅として採用しています。ただし、電動車いす等大きめの車いすを使用している人も増えてきているので、一定時間以上を過ごすこととなる観覧スペースは、より余裕のある空間を確保することが望まれます。

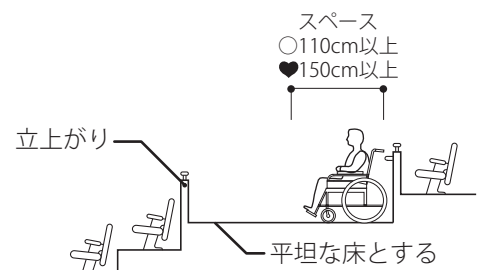
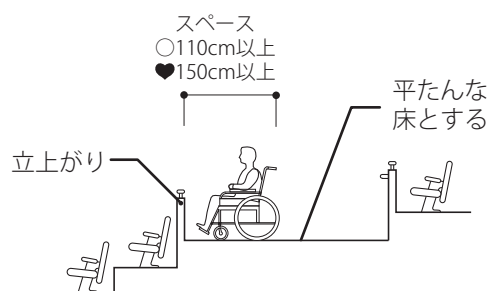
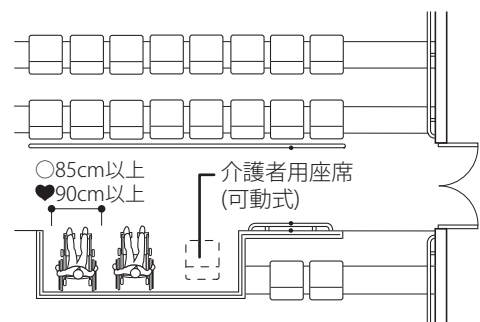
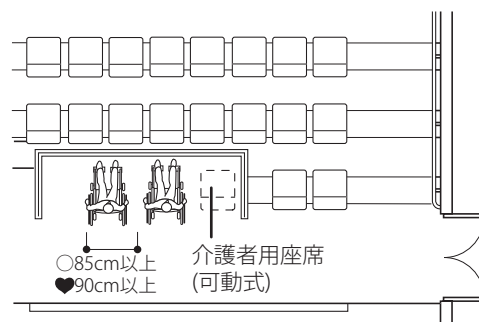
[整/11(1)ウ 誘/11(1)ウ]

○♥床は水平とし、表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

[整/11(1)エ 誘/11(1)エ]

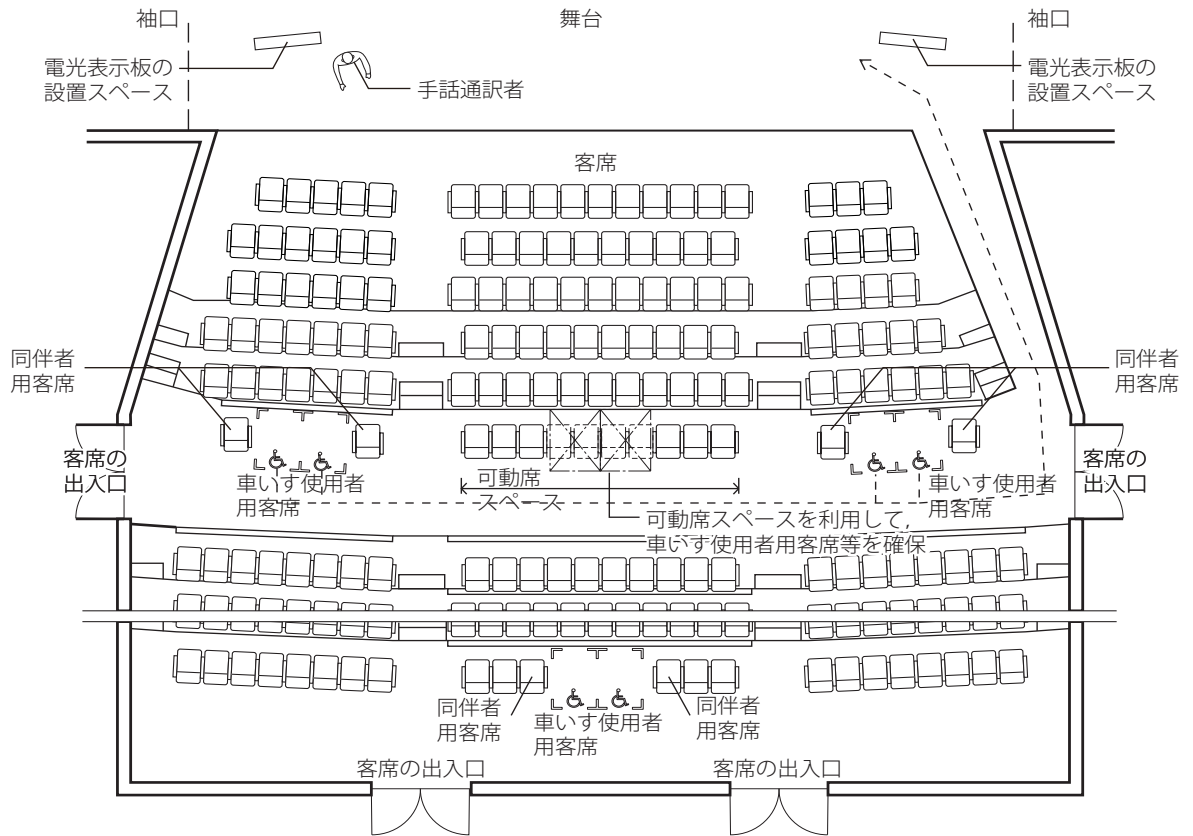
○♥転落防止のためのストッパー等を設けます。

車いす使用者客席の例

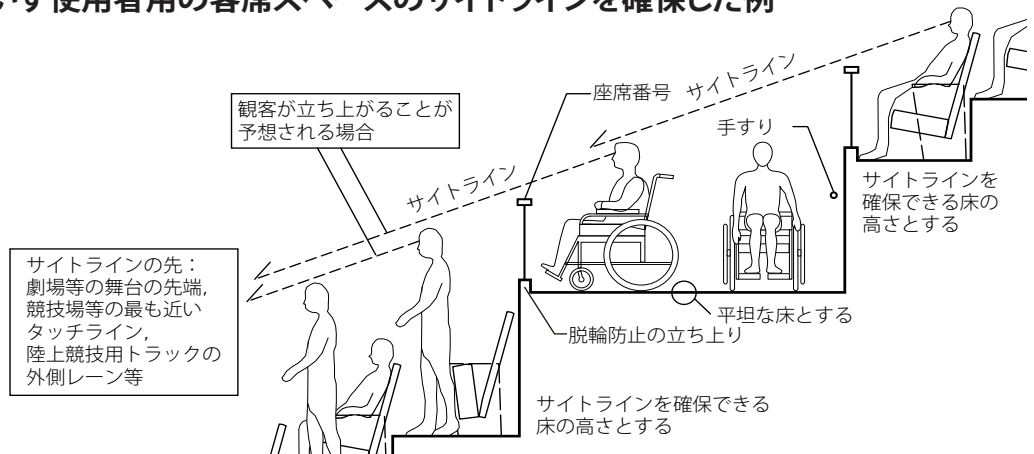


○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

車いす使用者用客席のスペースの配置例



車いす使用者用の客席スペースのサイトラインを確保した例

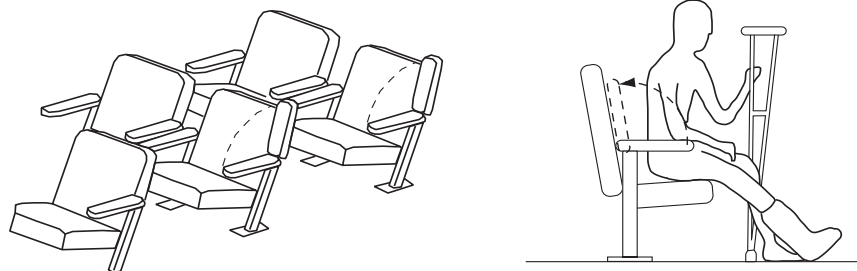


3. 座席

◆通路側の座席のひじ掛けは、跳ね上げ式が望めます。

*「跳ね上げ式」とするのは、高齢者、障がい者等の座席への離着席を容易にするためです。

跳ね上げ式のひじ掛けの例



4. 通路の構造

[整/11(2)ア 誘/11(2)ア]

〔車いす使用者用客席までの通路〕

○車いす使用者用客席までの通路の有効幅員は、120cm以上とします。

♥車いす使用者用客席までの通路の有効幅員は、150cm以上とします。

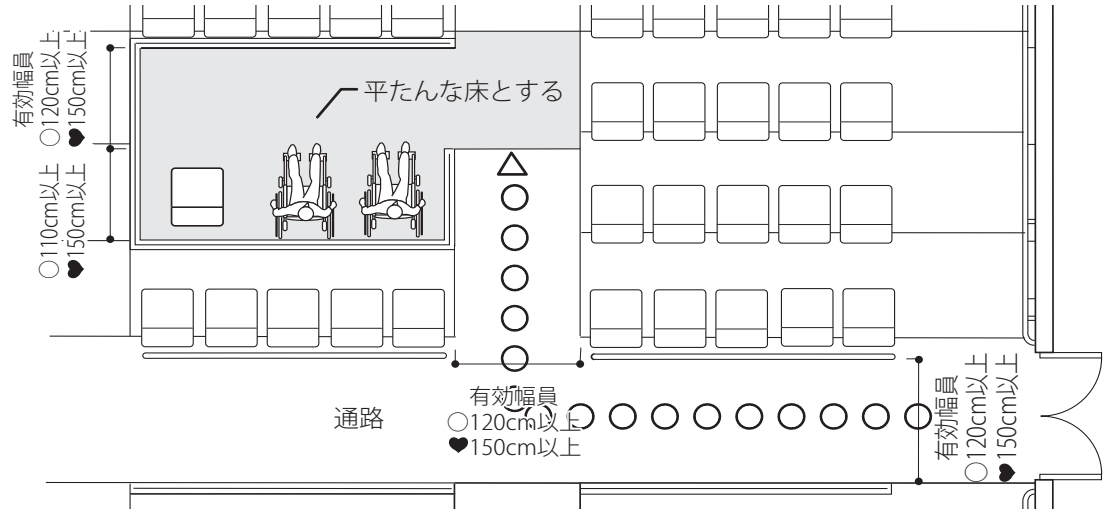
◆ドアの前後は車いすの回転が容易にできるように、180cm以上の水平部を設けることが望まれます。

*「車いす使用者用客席までの通路」とは、客席のある室の出入口から車いす使用者用客席までです。

*「120cm」とは、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。

*「150cm」とは、車いすが回転できる幅です。

通路の構造



[整/11(2)ウ 誘/11(2)ウ]

○♥車いす使用者用客席までの通路の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

[整/11(2)イ 誘/11(2)イ]

○♥車いす使用者用客席までの通路に高低差がある場合は、「3. 傾斜路」で定めているように下表の構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用昇降機を設けます。

「3.傾斜路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
有効幅員	120cm以上 (段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段を併設する場合は120cm以上)
こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	1/12以下
踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さは80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

※「3.傾斜路」の項を参照 (P71)

※「9.手すり」の項を参照 (P135)

注) 用途面積2,000m²以上の一部の用途の施設には、「傾斜の識別」について付加基準があります。「3.傾斜路」(P71)の項を参照してください。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

〔一般客席への通路〕

- ◆客席・観覧席の前後の段差が大きい場合には、舞台等への視線の妨げにならない範囲で、縦通路沿いに、転倒・転落防止のための手すりや手がかりとなる部材・部品等を設けることが望めます。
- ◆歩行の安全を図るため、客席、観覧席が暗い場合は、通路にフットライト等を設けることが望めます。

*フットライトを設ける場合は、劇場等の演出運営に配慮が必要です。

5. 舞台への経路

[整/11(3) 誘/11(4)]

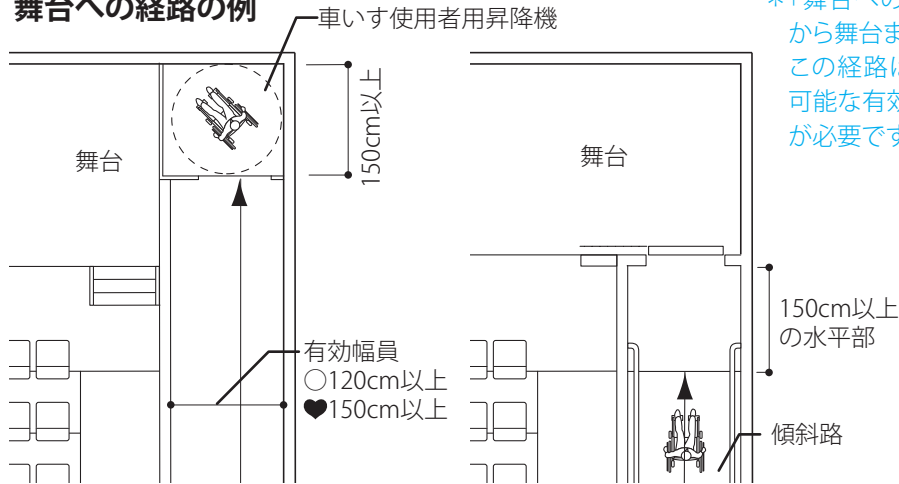
- ♥車いす使用者が支障なく舞台に上がることができるような経路を1以上設けます。

*整備基準では客席を有する室が多数ある場合でも、1室の客席が400未満の場合は対象となりません。

*「舞台への経路」とは、建物出入口から舞台までです。

この経路は、車いす使用者が利用可能な有効幅員、こう配等への配慮が必要です。

舞台への経路の例

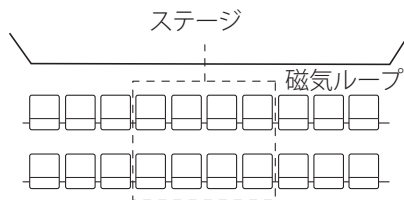


6. 補聴設備

[誘/11(3)]

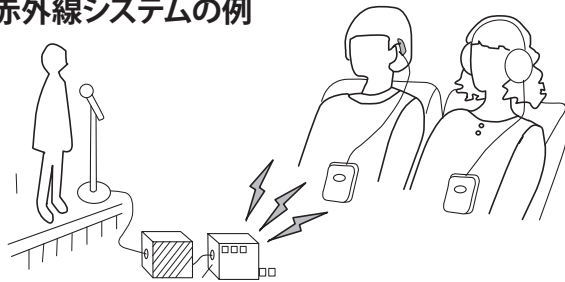
- ♥集団補聴器等は、高齢者、障がい者等の利用に配慮した設備とします。

聴覚障がい者用磁気ループの例



磁気ループアンテナを床面に敷設(設置場所の状況に応じて敷設部分を覆う)し、そのエリア内において、磁気ループから発生する電磁波を、聴覚障がい者が装着している補聴器の誘導コイルで受信させることにより、劇場・公会堂などの観覧席で会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを聞き取ることができる装置をいいます。

赤外線システムの例



対象エリアに赤外線送出機を設置し、聴覚障がい者が装着した受信機に信号を受信させることにより、会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを直接聞き取ることができる装置をいいます。専用受信機は、ヘッドホン又は補聴器と組み合わせて使用することができます。

7. 区画された客席・観覧室

- ◆乳幼児連れや知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者等の多様な利用者に配慮し、気がねなく観覧できる区画された客席・観覧室を設けることが望めます。

区画された客席・観覧室の例
(なみきスクエア)



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

自閉スペクトラム症について

●自閉スペクトラム症とは

自閉スペクトラム症とは、脳の機能的な障がいとされており、生まれながらの発達障がいの一つです。心の病ではなく、環境や育て方によるものでもありません。

自閉スペクトラム症の特徴として、自分の思いをうまく表現できない、場の雰囲気を読めない、特定の習慣や物に強いこだわりを示すなどがあげられます。そのため、いつも利用している店の配置が違っていたり、日々通っている道にいつもと違う物が置いてあると、どうしたらよいかわからなくなることがあります。私たちにはなんでもないことが自閉スペクトラム症の人には大変なハードルになっていることが多いのです。

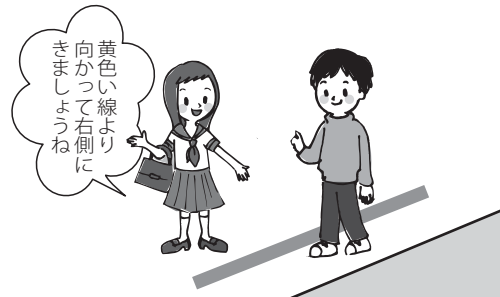
●自閉スペクトラム症の人への接し方

①困っている様子が見えたら



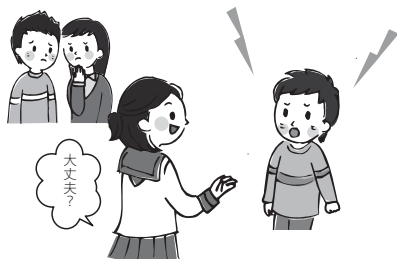
易しく簡単な言葉でゆっくりと話しかけてみてください。身振りや文字、絵なども使ってみてください。

②駅のホームの端を独り言を言いながら歩いていたら



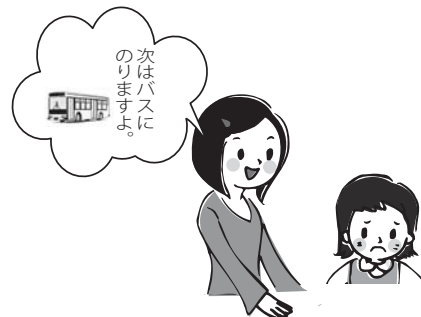
見守りながら、「黄色い線より向かって右側（又は左側）にいて下さい」と具体的な言葉で示してください。

③大きな声を出したり他のお客さんの迷惑になっているとき



強く禁止せず、「大丈夫ですか、椅子にかけましょう」と静かに声をかけ、場所を移すのも一つの方法です。

④パニックになっているとき



刺激しないように配慮しながら、落ち着くまで静かに見守ってください。落ち着いたら次の行動の見通しを伝えてください。

12.浴室、シャワー室及び更衣室

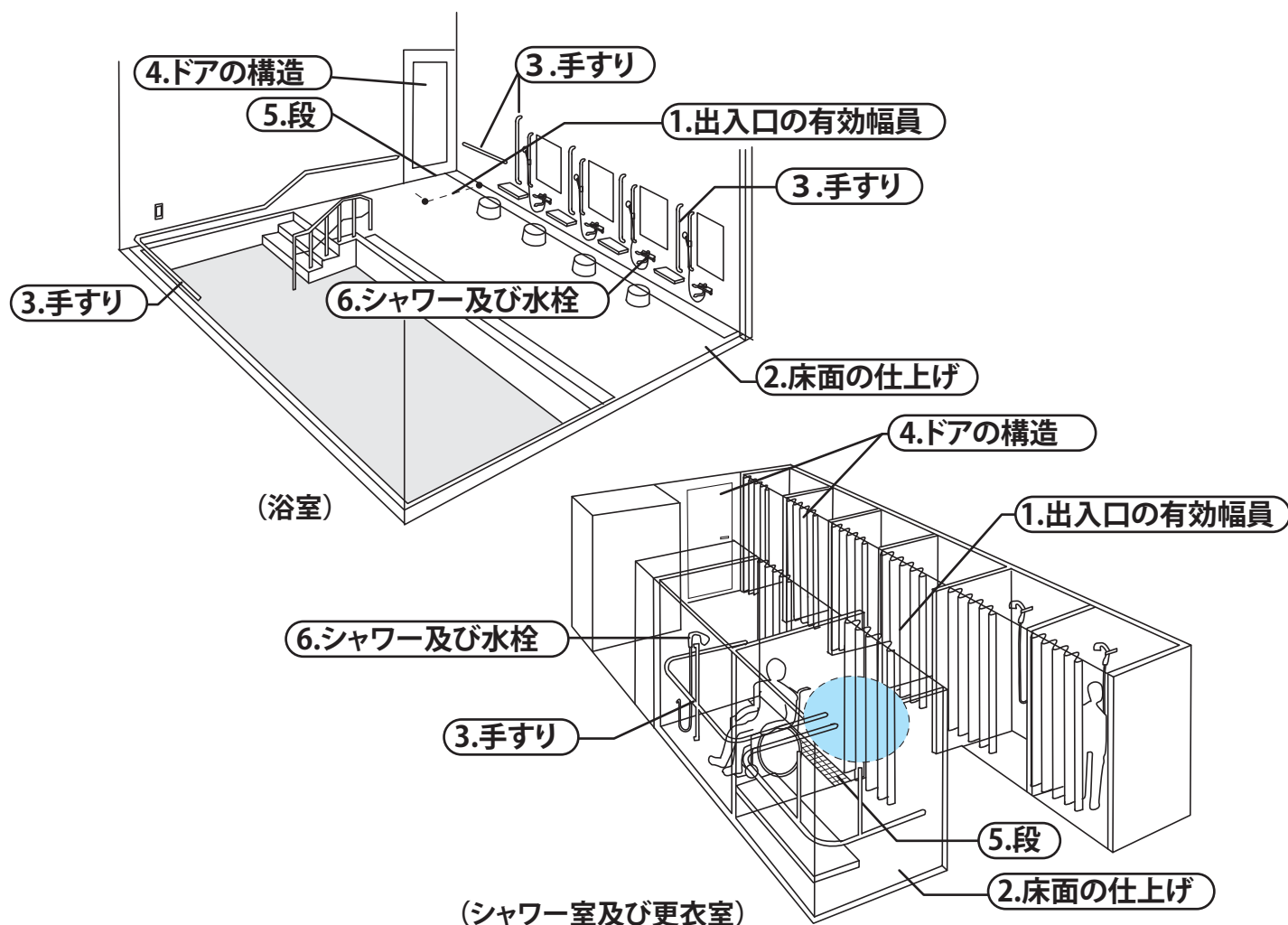
基本的な考え方

浴室、シャワー室、更衣室は、高齢者や障がい者等が、支障なく利用できるよう整備する必要があります。

設計のポイント

- 浴室は、高齢者、障がい者等にとって転倒などの危険の大きな場所であるため、床の仕上げや移動の補助となる手すり等を適切に整備する必要があります。
- 更衣室、シャワー室についても段差の解消や手すり等を整備し、併せて車いす使用者に配慮したスペースを確保することが望まれます。また、異性の介助者が一緒に使用できるよう、必要に応じて男女兼用タイプの配置にも配慮します。

整備項目



整備の対象 | 不特定かつ多数の人が利用する共同浴室、シャワー室及び更衣室を対象とします。

- 留意事項** | 医療施設、宿泊施設、社会福祉施設、公衆浴場等の共同浴室や、スポーツ遊技施設のシャワー室、更衣室が対象と考えられます。
 整備基準、誘導基準ともに1ヶ所以上の整備を求めています。
 宿泊施設等の個室の浴室は「13.客室」の項(P154)に定めています。

1. 出入口の有効幅員

[整/12(1) 誘/12(1)]

○♥出入口の有効幅員は、80cm以上とします。

- ◆車いす使用者の利便性を考えると、90cm以上が望ましい寸法です。
- ◆更衣室、脱衣室、シャワー室の通路は150cm以上確保することが望まれます。

*「80cm」とは、車いすが通過できる最低幅です。

2. 床面の仕上げ

[整/12(2) 誘/12(4)]

○♥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

3. 手すり

[整/12(3) 誘/12(5)]

次ページを参照してください。

4. ドアの構造

[誘/12(2)]

♥引き戸式又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

*シャワー室のブースはアコーディオンカーテンも効果的です。

*やむを得ず、開き戸とする場合は、閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ、操作の軽いドアチェックを設けることが望まれます。

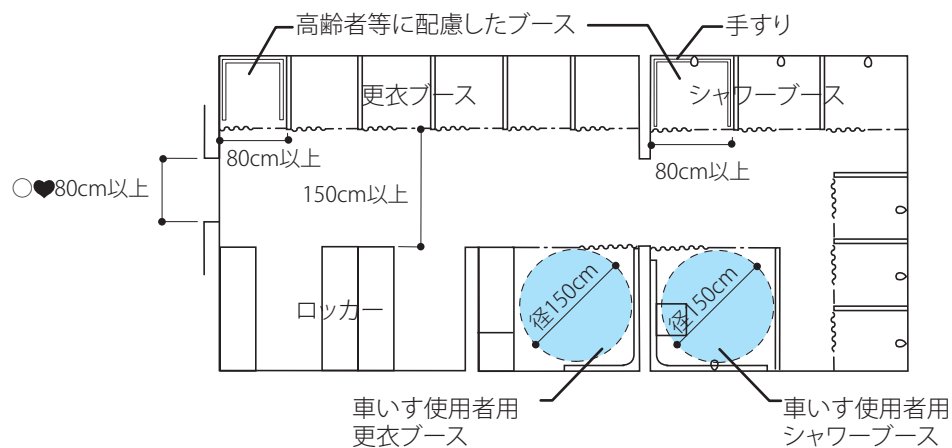
5. 段

[誘/12(3)]

♥出入口及び室内には、高齢者、障がい者等の通行の支障となる段を設けないものとします。

*段が生じる場合は、2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。車いす使用者等の利用が想定されない場合でも、高齢者等の負担にならない段差とします。

更衣室、シャワー室の例



*整備基準では、高齢者等に配慮した整備を求めています。

*誘導基準では、車いす使用者にも配慮した整備を求めています。

6. シャワー及び水栓

[誘/12(6)]

♥高齢者、障がい者等が円滑に利用できる構造とします。

- ◆混合操作を容易にするため、サーモスタット(自動温度調節器)の付いたシングルレバー式が望まれます。
- ◆視覚障がい者への配慮として、温度調節の範囲がわかりやすくできるよう点字表示することが望まれます。

*「円滑に利用できる」とは、水栓金具はレバー式などの操作のしやすいもの、シャワーは、ハンドシャワーで、シャワーヘッドが昇降可能なもの又は上下2ヶ所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けることです。

3. 手すり

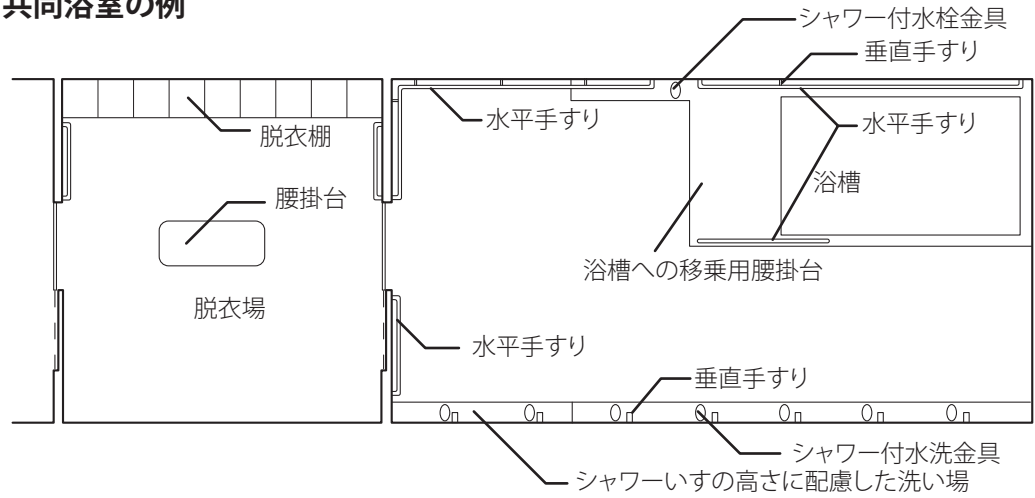
[整/12(3) 誘/12(5)]

○♥手すりを必要な場所に設けます。

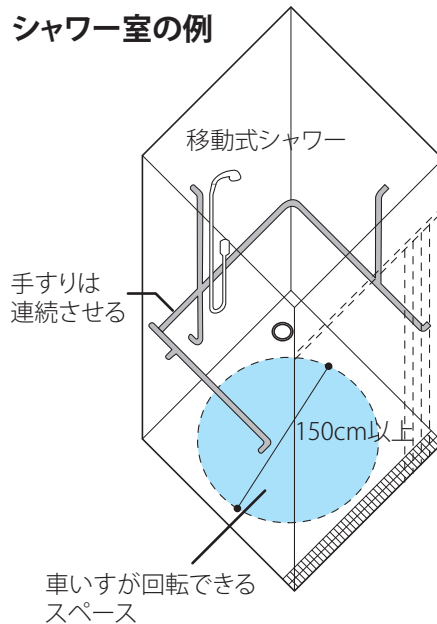
◇手すりは、水平・垂直の両タイプのものでします。

*「必要な場所」とは、浴室においては、浴槽、洗い場の周囲、更衣室、シャワー室においてはブースの周囲です。
*垂直手すりは、立ち上がりの動作を補助するものです。

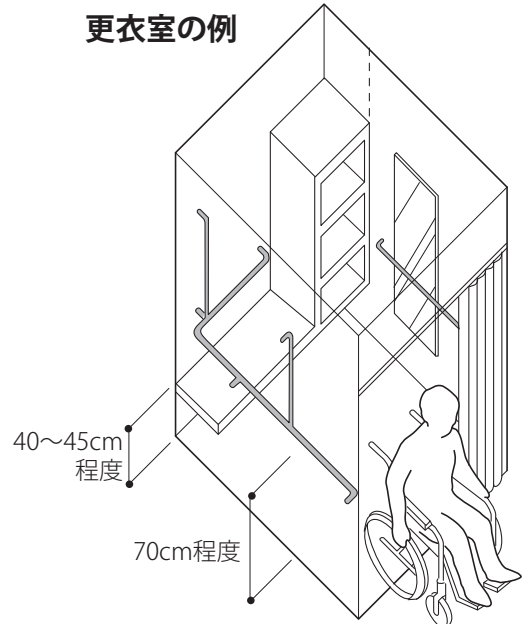
共同浴室の例



シャワー室の例

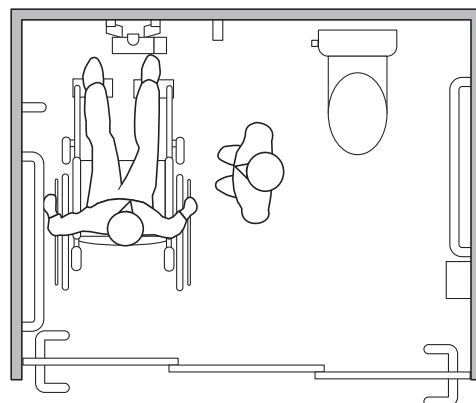


更衣室の例



シャワー付トイレユニットの例

(シャワー介助の場合)



住空間のバリアフリー

人口高齢化の進行に伴って、バリアフリーの需要が増えています。住宅の設計をほんの少し工夫するだけで、安全で身体に負担の少ない家になります。

●バリアフリーのポイント

(『住まいづくりの手引き(2019年6月発行)』より抜粋)

■玄関

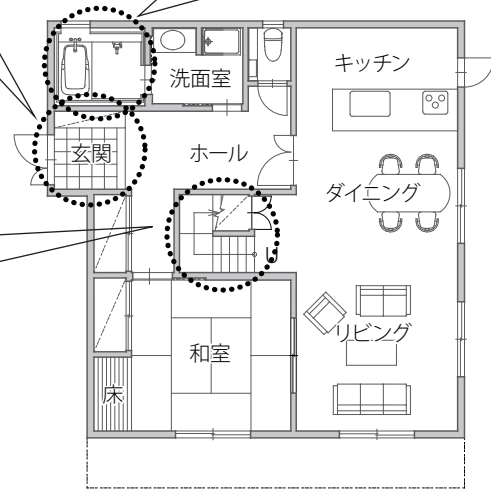
- ・上がりがまちと土間の段差に配慮する。
- ・上がり口に手すりを設置したり、手がかりとなる下駄箱をおいたりする。
- ・玄関扉の開口幅は、車いすでも十分に通行できる幅を確保する。
- ・滑りにくい仕上げ材とする。
- ・夜間でも段差を確認できるよう足元灯を設置する。

■浴室

- ・出入り口に段差を作らない。
- ・浴槽の大きさや深さに注意する。
- ・浴槽の出入りに配慮した位置に手すりを設置する。
- ・暖房機器や湿気対策の換気扇などを設置する。
- ・非常用ブザーを設置する。

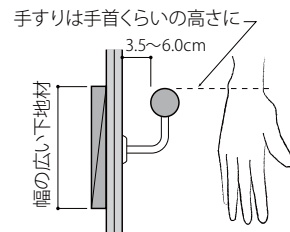
■階段

- ・勾配が急になりすぎないように配慮。
- ・手すりをつけた場合でも、昇降に支障がない幅を確保する。
- ・段鼻にすべり止めをつける。
- ・階段スペース全体を十分に明るくする。
- ・自力で階段を昇降するのが困難になったときを見据え、階段昇降機やホームエレベーターを設置できるように配慮しておく。



■手すり

- ・手すりを取り付ける高さは、通常、床から75cmから80cm程度が目安です。しかし、将来に備えて、手すりの移動が発生した場合に対応できるように、手すり取り付け下地の幅を広くしておくといいでしょう。



※福岡市では、福岡県・北九州市・久留米市と共同で、住まいづくりの手順やポイント、建築に関する法律、助成制度等についての手引きを作成し、無料で配布しています。

『住まいづくりの手引き』のダウンロードは以下で行えます。

[福岡市ホームページ](#) > [くらし・手続き](#) > [住まい・引越し](#) > [福岡市住まいのインフォメーション](#)

13.客室

基本的な考え方

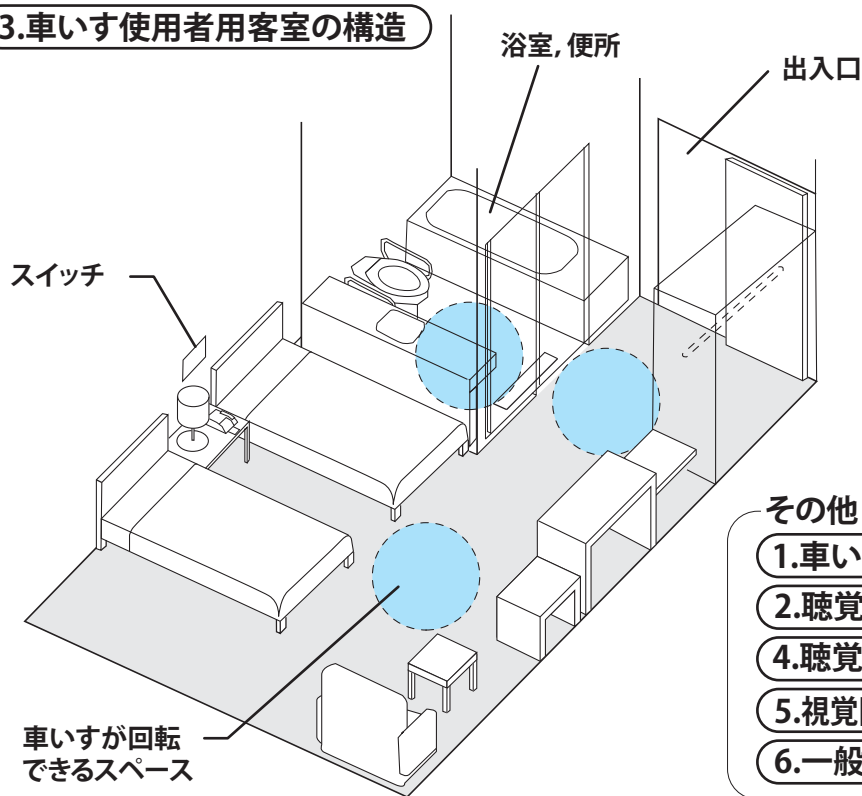
宿泊施設等においては車いす使用者や聴覚障がい者等の利用に配慮した客室を確保します。また、一般客室においても高齢者、障がい者等に配慮した設備を行う必要があります。また、移動の困難性を考慮して避難しやすい位置に設けるとともに、緊急時の対策にも配慮します。

設計のポイント

- 車いす使用者に配慮した客室においては、段差を設けず、車いす使用者の転回が可能なスペース及び車いすで使用可能な洗面所、浴室等を設けます。また、設備についても、位置・高さの配慮を行います。
- 車いすからの移乗の簡便さなどから、ベッドの位置、形状を考慮する必要があります。
- 聴覚障がい者等が容易に情報の伝達ができるよう整備を行う必要があります。
- 一般客室においても、高齢者、障がい者等への配慮として段差の解消やスペースの確保、浴室の手すりの設置等を行うことが望まれます。

整備項目

3.車いす使用者用客室の構造



その他

- 1.車いす使用者用客室の数
- 2.聴覚障がい者用客室の数
- 4.聴覚障がい者用客室の設備
- 5.視覚障がい者用に配慮した設備
- 6.一般客室の構造

整備の対象 □ 宿泊施設に設けられる客室を対象とします。

留意事項

- 車いす使用者用客室の必要数 ※整備基準は令和元年9月1日から施行
 整備基準 必要数 \geq 総客室数/100 (用途面積が2,000m²以上かつ総客室数が50室以上の場合)
 (総客室数が100室以上の場合)
 誘導基準 必要数 \geq 総客室数/50 (総客室数が200室以下の場合)
 必要数 \geq 総客室数/100+2 (総客室数が200室を超える場合)
- 聴覚障がい者用客室の必要数
 整備基準 必要数 \geq 4 (総客室数が100室以上の場合)
 誘導基準 必要数 \geq 4 (総客室数が250室以下の場合)
 必要数 \geq 4+(総客室数-250)/150 (総客室数が250室を超える場合)
 ※端数はすべて切り上げる

1. 車いす使用者用客室の数

[整/13(1) 誘/13(1)]

○車いす使用者が円滑に利用できる客室を用途面積が2,000m²以上かつ総客室数が50室以上の場合又は総客室数が100室以上の場合は客室の総数に100分の1を乗じて得た数以上設けます。

♥車いす使用者が円滑に利用できる客室を総客室数が200以下の場合には当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数、総客室数が200を超える場合には当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上設けます。

誘導基準による
車いす使用者用客室の必要数

全客室数	最低必要数
50以下	1
51以上 100以下	2
101以上 150以下	3
151以上 200以下	4
201以上 300以下	5
以下同様に100増えるごとに1を加える	

2. 聴覚障がい者用客室の数

[整/13(2) 誘/13(2)]

○聴覚障がい者が円滑に利用できる客室を4以上設けます。ただし、100室未満はこの限りではありません。

♥聴覚障がい者が円滑に利用できる客室を総客室数が250以下の場合には4以上、250を超える場合には4に客室数が250を超える客室数150(150に満たない端数は、150とする)ごとに1を加えて得た数以上設けます。

誘導基準による
聴覚障がい者用客室の必要数

全客室数	最低必要数
250以下	4
251以上 400以下	5
401以上 550以下	6
551以上 700以下	7
以下同様に150増えるごとに1を加える	

*車いす使用者用客室と聴覚障がい者用客室は兼用させることができます。

3. 車いす使用者用客室の構造

[出入口]

○出入口の有効幅員は、80cm以上とします。

♥出入口の有効幅員は、90cm以上とします。

◇出入口には、車いす使用者の支障となる段差は設けません。

◇出入口前後に車いす使用者が直進でき、回転できる空間(直径150cm以上)を設けます。

◆車いす使用者の戸の開閉のため、客室出入口の戸が手動の場合には、戸の取っ手側に、袖壁の幅45cm程度以上の接近スペースを設けることが望まれます。

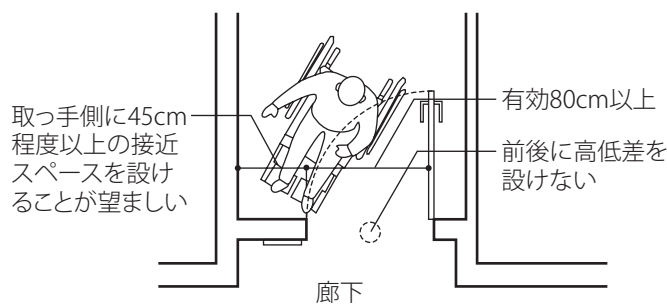
*出入口とは、客室出入口、浴室・便所出入口のことです。

*「80cm」とは、車いすが通過できる最低幅です。廊下幅が狭い場合は、容易に進入するために「90cm」とします。

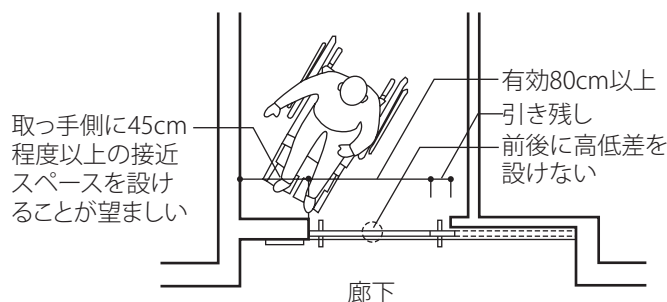
*車いす使用者用の客室はエレベーターから近い位置にある方が移動の負担が少なく便利です。

出入口の例

<内開き戸の例>



<引き戸の例>



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

〔スペース〕

◇ベッド回り, 出入口(便所・洗面所・浴室の出入口を含む)回り, 便所・洗面所・浴室には, 車いす使用者が回転できる直径150cm以上のスペースを確保します。

◇ベッド側面のスペースの有効幅員は, 80cm以上とする。

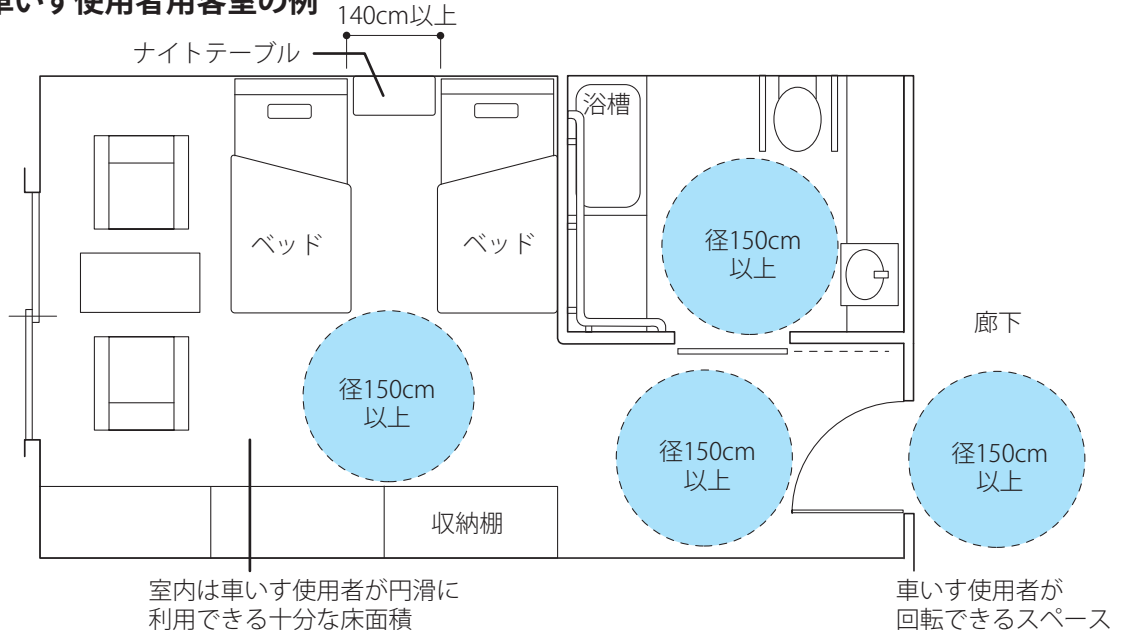
◆ベッドの間隔は, 140cm以上設けることが望めます。

*ベッドへの移動や浴室などへの移動を容易にするためです。

*客室内の出入口付近に車いすや障がい者用バギーを置くスペースがあると便利です。

*「140cm」とは, 車いすが転回できる幅です。

車いす使用者用客室の例

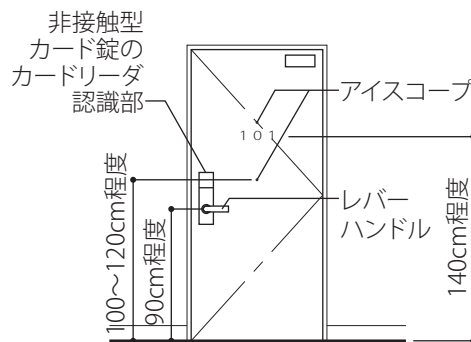


〔戸の形式〕

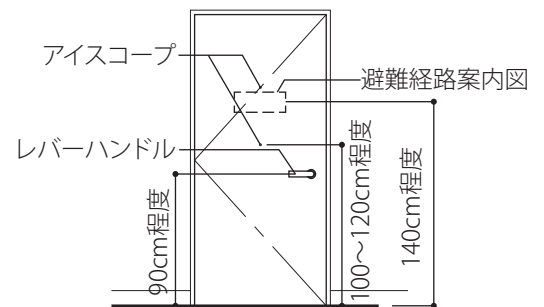
開き戸の例

<客室出入口の開き戸(廊下側)の例>

戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し, 戸当たりの位置を工夫するとともに, 取っ手が壁にあたらないよう, 戸の吊元のスペースを確保することが望まれます。



<客室出入口の開き戸(客室側)の例>



〔床の仕上げ等〕

◇床には原則として段差を設けず, 床面は滑りにくい仕上げとします。

◇毛足の長いじゅうたん等は避けます。

*車いすの操作が困難となることを避けるためです。

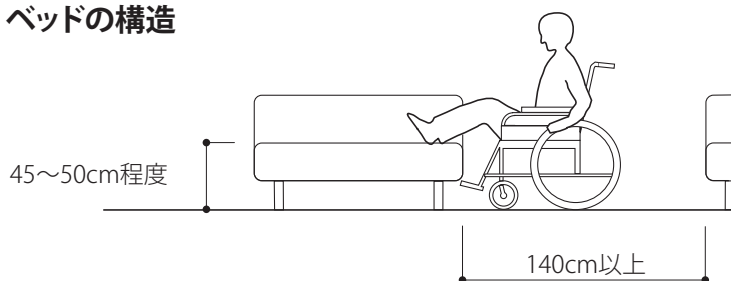
〔ベッド等〕

- ◇ベッド高さは、マットレス上面で45～50cm程度とします。
- ◇客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドやベッドサイドキャビネットは床に固定せず、移動可能なものとします。
- ◆ベッドは2ベッドとすることが望まれます。

*車いすからの移乗がしやすいよう配慮するためです。

*車いす使用者に介助者が同行する場合の利用を考慮しています。

ベッドの構造



〔便所〕

- ◇便所には、両側に手すりを設けます。
- ◇腰掛便座の横壁面にペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とします。

※「6.便所a(福祉型便房)」の項を参照(P93)

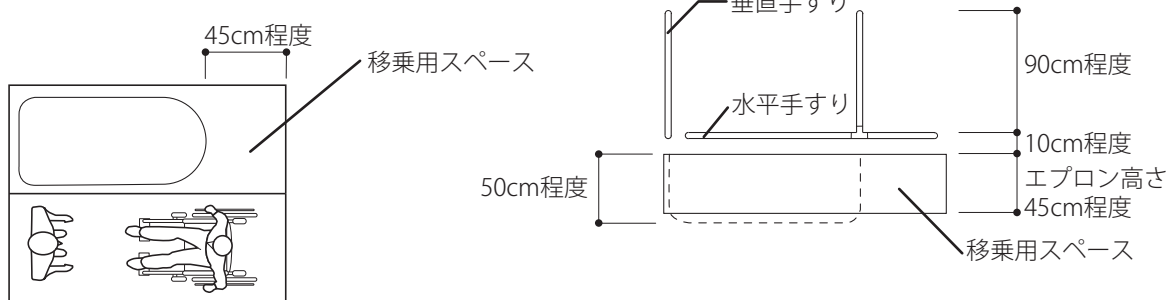
〔浴室〕

- ◇洗場及び浴槽の周囲に手すりを取り付け、必要に応じ連続させます。
- ◇浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは車いす座面と同程度の高さ45cm程度とします。
- ◇浴室の場合、シャワー及び水栓は円滑に操作できるものとし、取り付け高さは、洗い場から手が届き、かつ、浴槽に座ったまま操作可能な高さとなります。
- ◇浴室には、浴槽の縁の1ヶ所に、車いすから移乗スペースを設けます。移乗スペースの高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、長さは45cm程度とします。
- ◇洗場及び浴槽の周囲に手すりを取り付け、必要に応じ連続させます。
- ◇利用者の希望に応じて貸し出せるよう、浴室用車いす、シャワーチェア等を備えます。

*「円滑に操作できる」とは、水栓金具はレバー式などの操作のしやすいもの、シャワーは、ハンドシャワーで、シャワーヘッドが昇降可能なもの又は上下2ヶ所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けることです。

*シャンプーやタオル等も車いすで取りやすい場所に置くことができるよう配慮が必要です。

車いす使用者客室の浴室の例



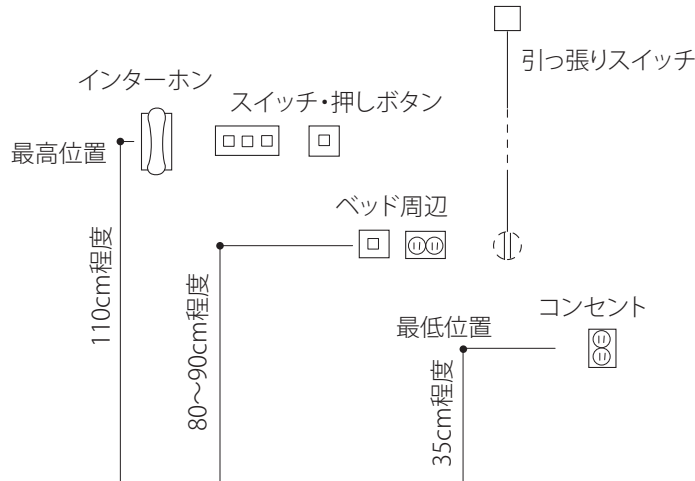
〔収納等〕

- ◇ハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとします。

〔コンセント,スイッチ〕

- ◇照明はベッド上からも操作できるものとします。
- ◇コンセント,スイッチ,収納棚などは車いすでの使用に適する高さ及び位置とします。

コンセント,スイッチの設置高さ



使いやすいスイッチの例

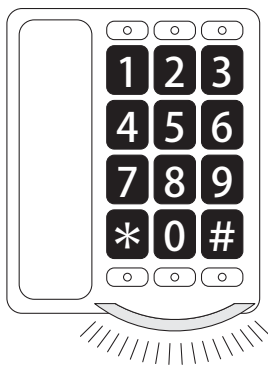


4. 聴覚障がい者 用客室の設備

- ◇聴覚障がい者のために、フラッシュ又はバイブレーターにより情報を伝達する非常警報装置を設置します。
- ◇室内信号装置や点滅灯付音量増幅装置付電話機、ファクシミリ等を設置又は貸し出すことができますようにします。

*「室内信号装置」とは、ドアノック、ドアベルやインターホン、電話のコール、目覚まし時計のアラーム等の音等を感じて、時計等の受信機器の光を点滅・振動させ、視覚情報や体感情報として伝える機器のことです。

点滅灯付音量増幅装置付 電話機の例



5. 視覚障がい者 用に配慮した 設備

- ◆視覚障がい者に部屋番号がわかるように、番号(算用数字)を浮き出したものにするのが望まれます。
- ◆室の案内や非常用通路などを点字で表示した備品を設けるのが望まれます。

高齢者、障がい者等の利用に配慮した一般客室の整備

一人でも多くの高齢者や障がい者等が宿泊できるようにするためには、車いす使用者用客室以外の一般客室も利用できる環境を整えることが必要です。そのため、高齢者や障がい者等の利用に配慮した一般客室を、できるだけ多く整備することが望まれます。

高齢者や障がい者等に配慮した一般客室を設ける場合は、次に定める整備内容のほか、「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準追補版」を参照して設計することが望まれます。

車いす使用者用客室はp155の「3. 車いす使用者用客室の構造」を参照してください。

6. 一般客室の構造

〔出入口〕

◇客室出入口の有効幅員は、80cm以上とし、便所、浴室の出入口の有効幅員は、75cm以上とします。

* 幅75cmは車いす使用者がぎりぎり通行できる幅であるため、車いす使用者の利用が想定される客室の出入口の構造については、「13. 客室 3. 車いす使用者用客室の構造」の項(P155)を参照。

* ただし、便所、浴室の出入口の有効幅員については、改修等で対応が困難な場合を除きます。

〔スペース〕

◇ベッド側面のスペースの有効幅員は、80cm以上とします。

◇客室内における便所・浴室等の出入口付近の通路は、車いす使用者の利用に支障のない、必要な有効幅員を確保します。なお、便所・浴室等の出入口に至る車いす使用者の経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は100cm以上とします。

* 軌跡の確認などにより浴室・便所へ車いすでも容易に入ることができるよう配慮が必要です。

◆車いす使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを1以上設けることが望まれます。

〔床の仕上げ等〕

◇客室の床には、原則として段差を設けません。やむを得ず段差を設ける場合には、高齢者、障がい者等が乗り越えやすい形状等により段差を解消します。

* 乗り越えやすい形状等は、傾斜路（据え置き型（すりつけ板等））の設置を含みます。

〔コンセント、スイッチ等〕

◆コンセント、スイッチ、収納棚などは車いすでの使用に適する高さ及び位置とすることが望まれます。

◆シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障がい者が手で触れて区別できるものを設けることが望まれます。

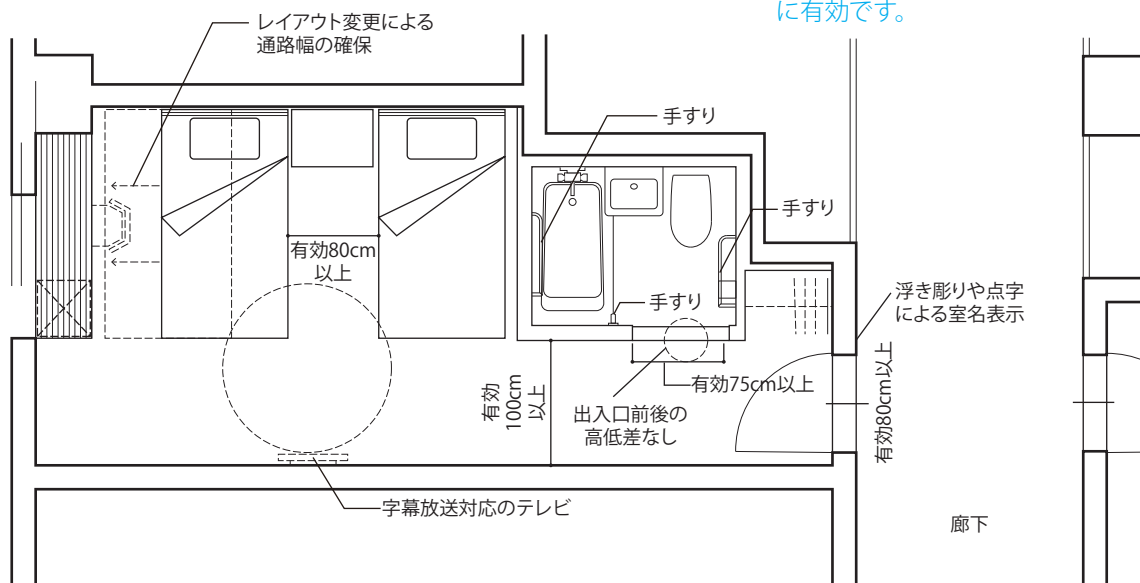
* コンセントは、電動車いすの充電などに利用することにも配慮が必要です。

〔浴室, 便所〕

- ◇便所には, 腰掛便座, 手すり等を適切に配置します。
- ◇浴室等には, 浴槽, シャワー, 手すり等を適切に配置します。
- ◆利用者の希望に応じて貸し出せるよう, 浴室用車いす, シャワーチェア等を備えることが望まれます。

高齢者, 障がい者等の利用に配慮した一般客室の例

* ベッドの移動等, 客室のレイアウトの変更による対応も通路幅の確保に有効です。



ホテルのバリアフリー化(ソフト面の対応)

●視覚障がい者への配慮

大型の表示ボタンの電話機を設置又は貸し出すことが望まれます。

視覚障がい者等が宿泊する際には、チェックイン時に客室に同行し、鍵の使い方(カードキーの裏表等)、スイッチ・リモコン等の位置、水栓や便器洗浄ボタン・レバー等の位置・使い方、シャンプー等のアメニティの区別等について、実際に宿泊者に手で触れてもらいながら説明することが望まれます。

▼大型表示ボタン(点字表示付き)の電話機



●聴覚障がい者への配慮

聴覚障がい者等に配慮し、室内信号装置(ドアノック、ドアベルやインターホン、電話のコール、目覚まし時計のアラーム等の音等)を感知して、時計等の受信機器の光を点滅・振動させ、視覚情報や体感情報として伝える機器)を貸し出すことが望まれます。また、点滅灯付音量増幅装置やファクシミリを貸し出すことが望まれます。

非常事態の発生を伝えるために、光警報装置や屋内信号装置があります。

▼緊急通報ボタン(左)と、従業員からの電話連絡に反応し、文字情報や光で火災等の発生を伝える装置



貸し出し備品の例

▼タブレットを利用したサービス



電話の代わりにタブレット端末を使用し、フロントと筆談・文字でのコミュニケーションができます。

▼アラートシステム



来客者訪問時(ドアチャイム)、客室電話が鳴った時などにモニターに文字とピクトグラムを表示し、室内灯(窓上)の点滅とバイブレータークッションの作動で知らせることができます。

▼補助犬用ボウル・マット



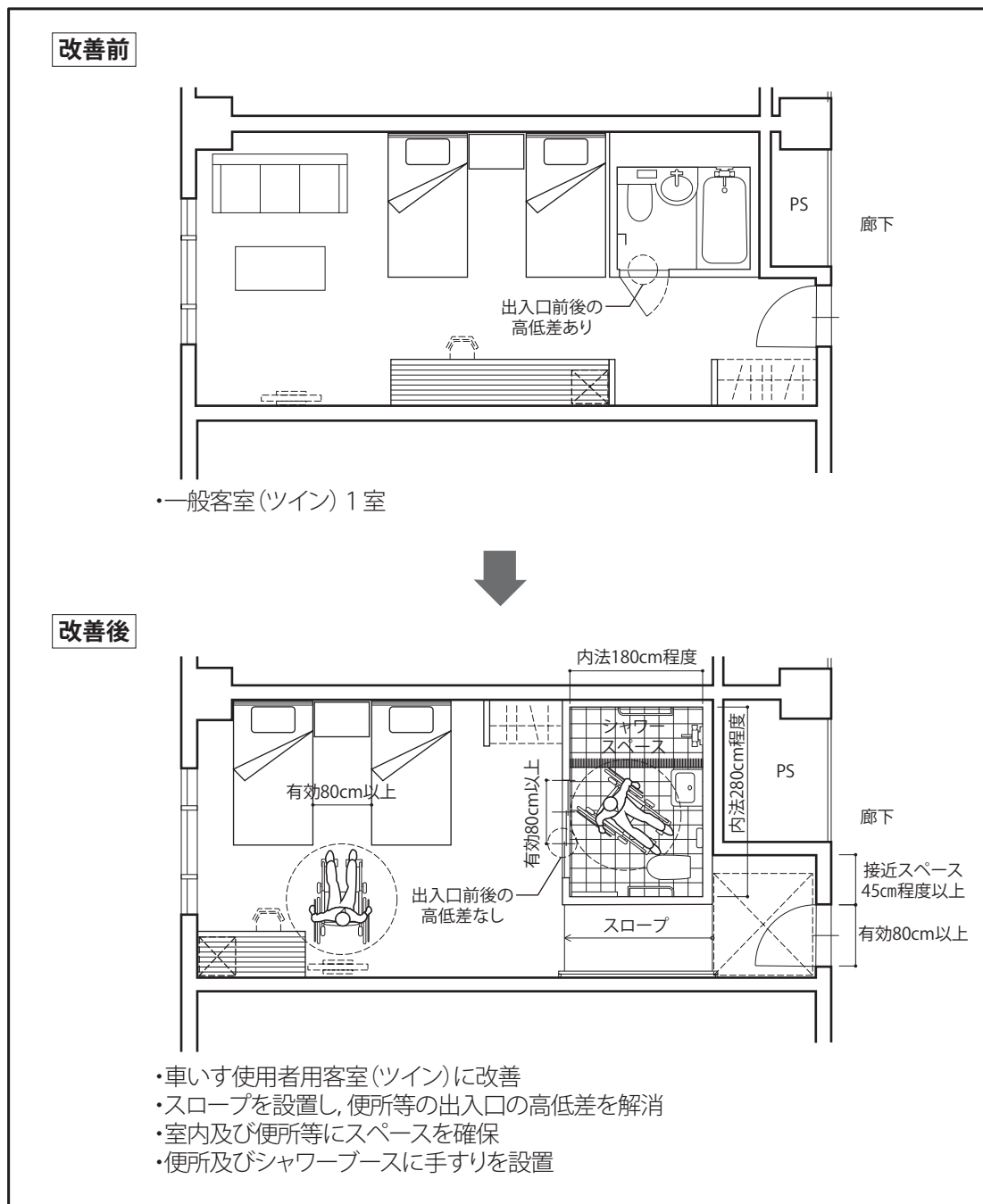
補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)のためのエサ用ボウルとマットがあります。

<資料提供>
京王プラザホテル

既存の客室の改善例

既存のホテル等において一般客室1室を車いす使用者用客室1室に改善する例を紹介します。

●一般客室の改善例



14.授乳スペース

基本的な考え方

乳幼児と一緒に活動することの不自由さを軽減し、気がねなく外出できる環境づくりを行うため、育児中の人の利用が考えられる施設には授乳スペース等の設備を設ける必要があります。

設計のポイント ●授乳スペースは、乳幼児が食事をするところであるため、落ちついた清潔な場所づくりに配慮する必要があります。なおかつ、廊下等からの視線の遮へいに注意する必要があります。

整備項目



整備の対象 | 授乳スペースを対象とします。

留意事項 | 整備基準では、5,000㎡以上の次ページに定める施設で整備を求めています。

○授乳スペースの整備基準適用施設

授乳スペースの整備が必要な施設	用途面積が5,000㎡以上で必要に応じて
	医療施設、興行施設、集会施設、展示場、物品販売施設、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、教育文化施設、公衆浴場、飲食施設、金融機関等の施設、サービス施設、交通機関の施設、公益事業施設、官公庁舎、地下街等、複合施設

注) スポーツ遊技施設の内、パチンコ店については風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)(通称:風営法)第22条の規定により18才未満の入場が禁止されているため、ベビーベッド等及びベビーチェアの整備を適用しません。

♥授乳スペースの誘導基準適用施設

- ・すべての施設を対象としています。

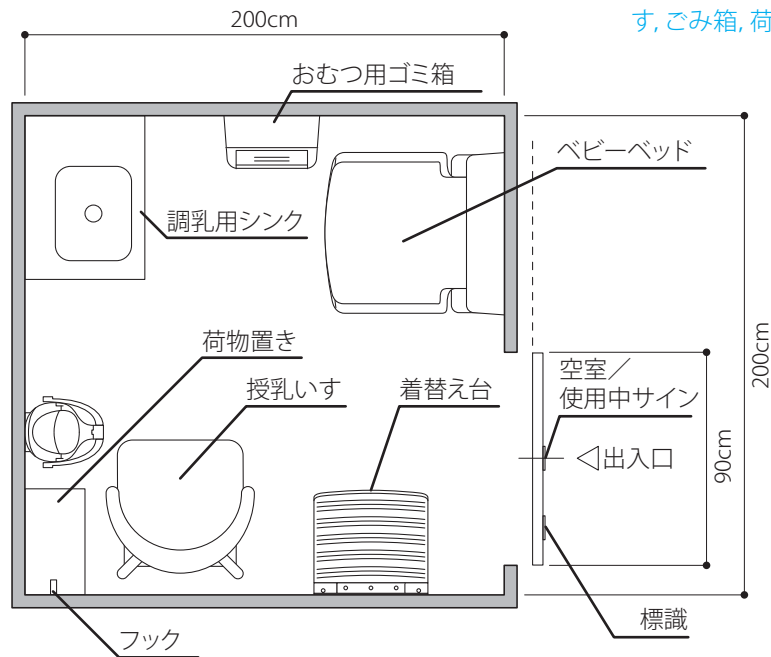
1. 設置等

[整/14 誘/14]

○必要に応じて授乳できるスペースを設けるとともに、出入口付近にその旨を表示した標識を掲示します。

♥必要に応じて授乳できるスペースを設け、ベビーベッド等を備えるとともに、出入口付近にその旨を表示した標識を掲示します。

小規模な授乳スペースの例



*「必要に応じて」とは、老人施設などで育児中の人の利用が見込めない施設や宿泊施設(客室のみの場合)で設置する必要がない場合が考えられます。

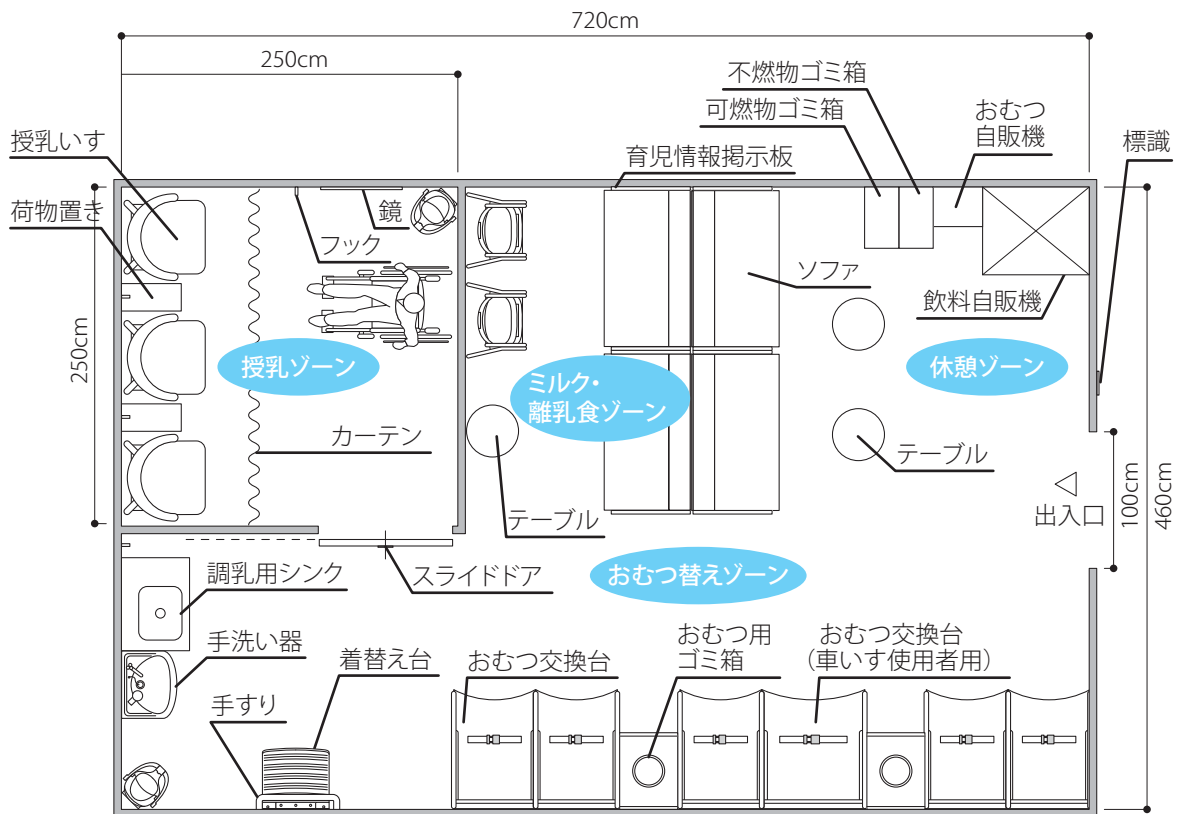
*「授乳できるスペース」とは、授乳、おむつ替えをするためのものです。

*「ベビーベッド等」とは、ベビーベッドの他、手洗い、流し台、給湯器、いす、ごみ箱、荷物置き等です。

- ◆乳児のおむつ替え用にベビーベッド、幼児を立たせてのおむつ替え用に着替え台を設置します。
- ◆おむつ用ゴミ箱を設置します。
- ◆母親ができるだけ楽な姿勢で授乳できるように、授乳専用いすを設置します。調乳に適した温度(50℃)で、かつ殺菌されたお湯を供給できるシンクを設置します。
- ◆調乳や授乳後の母親の身づくろいの際、ベビーチェアがあると乳幼児を安全に座らせておくことができます。
- ◆授乳後の母親の身づくろいのために鏡を設置します。
- ◆荷物を置くための台やフックを設けます。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

大規模な授乳スペースの例



- ◆おむつ交換台は入口から近い場所に設置します。
- ◆車いす使用者が利用できるよう、おむつ交換台のうち1台は、幅が広くシート高の低いものとしします。
- ◆母乳の方専用の授乳室を設け、入口には「授乳室」と分かる表示と男性の入室を禁じる注意を表示し、ドアを開けたときに外から授乳の様子が見えないように内側にカーテンをつけるなど配慮が望まれます。
- ◆同伴者が利用しやすいように、入口に近い場所に休憩スペースを設けます。
- ◆男性の哺乳びんによる授乳やおむつ替えにも配慮し、授乳やおむつ替えのためのスペースの出入口付近には、内部の設備配置等の状況、男女の入室可否を表示します。

「赤ちゃんの駅」に登録しましょう

●「赤ちゃんの駅」の事業目的

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、授乳やオムツ替えの設備を持った施設のうち、下記の要件に定める基準を満たす施設を「赤ちゃんの駅」として登録します。

「赤ちゃんの駅」として登録した施設には、目印となるペナント、のぼりもしくはステッカーなどを掲示し、外出中の親子が気軽に授乳やオムツ替えができるような環境づくりに努めます。

■ステッカー



■設置例 (博多大丸)



■設置例 (博多マルイ)



●「赤ちゃんの駅」の要件 (提供するサービス等)

①, ②の両方, もしくは一方を提供する。

①授乳の場の提供

- ・授乳のための場を提供する。
- ・授乳のための場とは、四方を隔壁で仕切られた部屋, パーテーションなどで仕切られたスペースなど, 利用者が外部の目を気にせずに授乳ができる場とする。
- ・使用するスペースは, 衛生面に配慮し, 定期的に清掃を行う。

②オムツ替えの場の提供

- ・オムツ替えをするための場を提供する。
- ・使用するスペースは, 衛生面に配慮し, 定期的に清掃を行う。
- ・紙オムツなどのごみは利用者が持ち帰る。但し, 施設において専用のごみ箱等を用意している場合はこの限りではない。

③ミルク用お湯の提供 (ミルク用のお湯を提供する施設のみ)

- ・ミルク用のお湯は, 厚生労働省のガイドライン (平成19年6月5日食安基発第0605001号, 食安監発第0605001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長, 監視安全課長) に従い, 70℃以上に保ち, 沸かしてから30分以上放置していないものを提供する。

※ 施行規則及び施設整備マニュアルで定める「授乳スペース」の基準を満足し, 上記の内容を満たす施設については, 「赤ちゃんの駅」としての登録が望まれます。

(問い合わせ先: 福岡市こども未来局子育て支援部事業企画課)

こころの病について正しく理解しましょう

「こころのバリアフリー宣言」は、精神疾患についての正しい理解を促すために、厚生労働省より出された指針です。

福岡市でも、こころの健康を守り、ともに支え合う社会づくりのためにこの宣言を推進しています。

●こころのバリアフリー宣言

■あなたは絶対に自信がありますか、心の健康に？

第1 精神疾患を自分の問題として考えていますか(関心)

- ・精神疾患は、糖尿病や高血圧と同じで誰でもかかる可能性があります。
- ・2人に1人は過去1ヶ月間にストレスを感じていて、生涯を通じて5人に1人は精神疾患にかかるといわれています。

第2 無理しないで、心も身体も(予防)

- ・ストレスにうまく対処し、ストレスをできるだけ減らす生活を心がけましょう。
- ・自分のストレスの要因を見極め、自分なりのストレス対処方法を身につけましょう。
- ・サポートが得られるような人間関係づくりにつとめましょう。

第3 気づいていますか、心の不調(気づき)

- ・早い段階での気づきが重要です。
- ・早期発見、早期治療が回復への近道です。
- ・不眠や不安が主な最初のサイン。おかしいと思ったら気軽に相談を。

第4 知っていますか、精神疾患への正しい対応(自己・周囲の認識)

- ・病気を正しく理解し、焦らず時間をかけて克服していきましょう。
- ・休養が大事、自分のリズムをとりもどそう。急がばまわれも大切です。
- ・家族や周囲の過干渉、非難は回復を遅らせることも知ってください。

第5 自分でこころのバリアをつくらない(肯定)

- ・先入観に基づくかたくなな態度をとらないで。
- ・精神疾患や精神障がい者に対する誤解や偏見は、古くからの慣習や風評、不正確な事件報道や情報等により正しい知識が伝わっていない事から生じる単なる先入観です。
- ・誤解や偏見に基づく拒否的態度は、その人を深く傷つけ病状をも悪化させることさえあります。

■社会の支援が大事、共生の社会を目指して

第6 認め合おう、自分らしく生きている姿を(受容)

- ・誰もが自分の暮らしている地域(街)で幸せに生きることが自然な姿。
- ・誰もが他者から受け入れられることにより、自らの力をより発揮できます。

第7 出会いは理解の第一歩

- ・理解を深める体験の機会を活かそう。
- ・人との多くの出会いの機会を持つ事がお互いの理解の第一歩となるはずです。
- ・身近な交流の中で自らを語り合えることが大切です。

第8 互いに支えあう社会づくり(参画)

- ・人格と個性を尊重して互いに支え合う共生社会を共に作り上げよう。
- ・精神障がい者も社会の一員として誇りをもって積極的に参画することが大切です。

15. 標識類

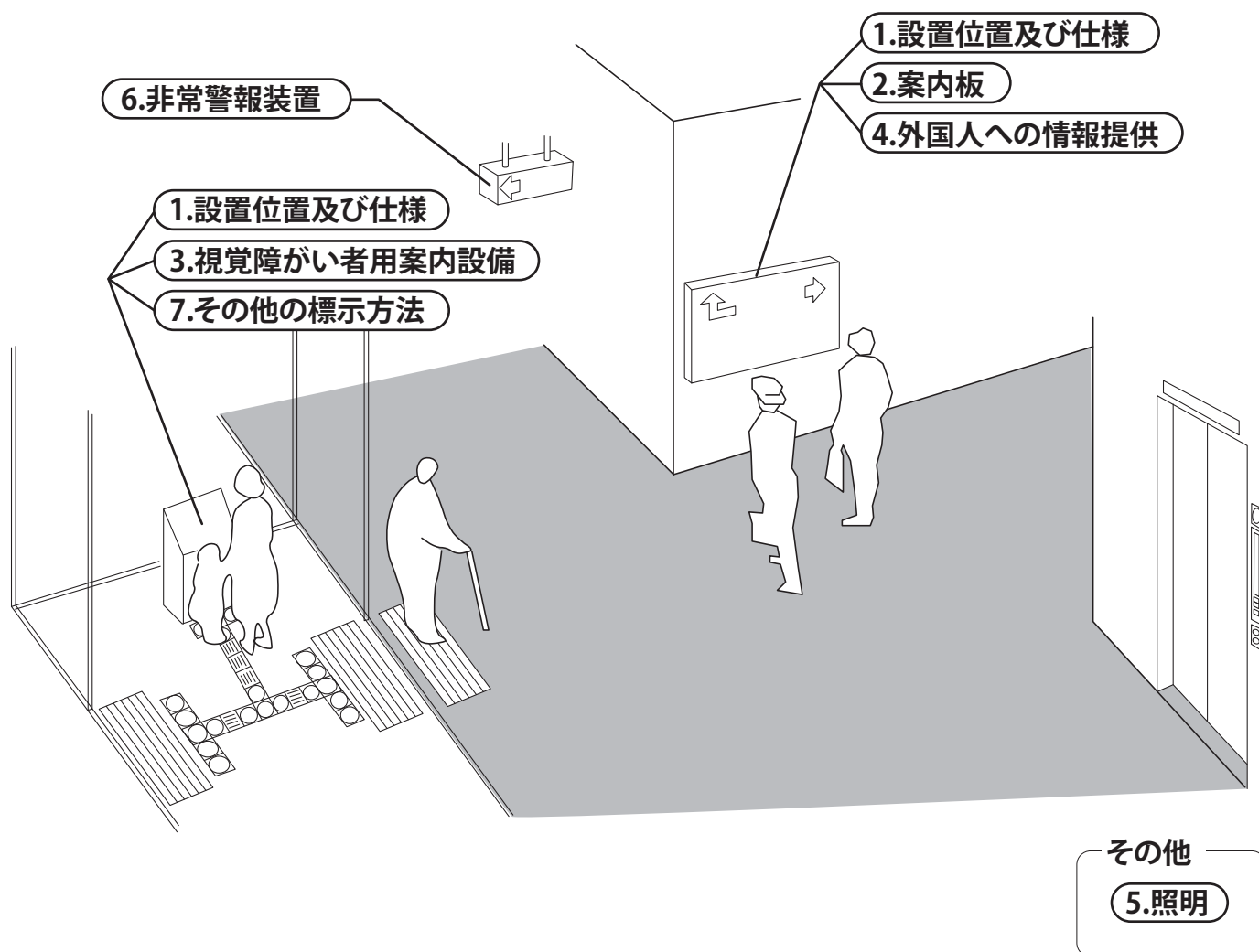
基本的な考え方

建築物における案内標示は、障がい者等が支障なく目的場所に到達できるよう、施設の利用や移動などに関する情報を的確に伝達できるよう配慮します。

設計のポイント

- 設置にあたっては、車いす使用者や視覚障がい者の通行を妨げないよう配慮します。
- 視覚障がい者誘導用ブロック等・案内板・サイン・音や光による誘導を効果的に組み合わせるよう配慮します。

整備項目



整備の対象 | □ 標識類を対象とします。

1. 設置位置及び仕様

[整/15(1) 誘/15(1)ア]

○標識類は、見やすく理解しやすいように設置位置、文字の大きさ、色等に配慮します。

♥わかりやすい文字、記号、図等で表記し、地色と明度の差の大きい色とします。

◇色で識別する案内表示等では、凡例との色対応による識別が困難で表示内容が理解できない場合などがあるため、案内表示に文字による案内を併記したり、模様や線種の違いを併用する等の配慮を行います。

◇案内表示やボタン等の設備のデザイン・設置の際には、背景色とのコントラストに配慮する必要があります。

◇表示内容が、JIS Z 8210に定められているときは、これに適合させます。

◆照明器具を内蔵したものが見やすさに優れています。

◆色弱者は、色と色の違いを見分けにくいという特性を持っているため、案内表示等をデザインするにあたっては、一般的には見分けにくい色の組み合わせを避けることが望まれます。

◆色弱者の見え方は、一般色覚者の見え方とは異なります。例えば、彩度の低い水色とピンクは区別がつきにくい、緑系と赤系の区別がつきにくい等の特徴があります。案内表示等の色使いについては、「図 色覚に障がいのある人の見え方の例 (P396参照)」を参考に背景色、対比させる場合の色の選び方に配慮することが求められます。

◆誘導サイン類は、目的の場所までの距離を併記することが望まれます。

♥高齢者、障がい者等の通行の支障とならない位置に設けます。

♥車いす使用者が見やすい高さに設けます。

♥周囲には、車いす使用者が容易に近づけるような、十分なスペースを確保します。

◆突出型の室名札を設ける場合は、視覚障がい者等の通行上支障とならないような高さに取り付けることが望まれます。

◆トイレやエレベーターなどの利便施設への誘導案内は、建物のどの場所からでも分かりやすい位置・高さに設置することが望まれます。

*「見やすく理解しやすい」とは、文字は大きく表示し、記号、図等はピクトグラムで統一することが考えられます。(色は「3.資料編」(P395)参照)また、変色しにくい材質のものを使用します。

*文字は色によっては見えにくい人もいます。ピクトグラムを併用することで効果的に情報を伝えることができます。

*「見やすい高さ」とは、車いす使用者に配慮して110cm程度とします。

*「十分なスペース」とは、車いすが回転できるスペース(直径150cm以上)です。

[誘/15(1)イ,ウ,オ]

2. 案内板

[整/15(2) 誘/15(2)]

- ♥建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を必要に応じて設けます。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ①当該エレベーターその他の昇降機、便所もしくは駐車施設の配置を容易に視認できる場合。
- ②案内所を設ける場合。

○案内板の整備基準適用施設

案内板を設置することが必要な施設	用途面積が50m ² 以上
	公衆便所
	用途面積が2,000m ² 以上
	特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。）、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）、若しくはボーリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）、公共用歩廊

♥案内板の誘導基準適用施設

- ・すべての施設を対象としています。

3. 視覚障がい者用案内設備

[整/15(3) 誘/15(3)]

○♥建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字等の方法により視覚障がい者に示すための設備を必要に応じて設けます。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ①案内所を設ける場合。
- ②主要な出入口において常時勤務する者により、視覚障がい者を誘導することができる場合。

*「点字等」とは、点字のほか文字等の浮き彫りや音による案内のことです。

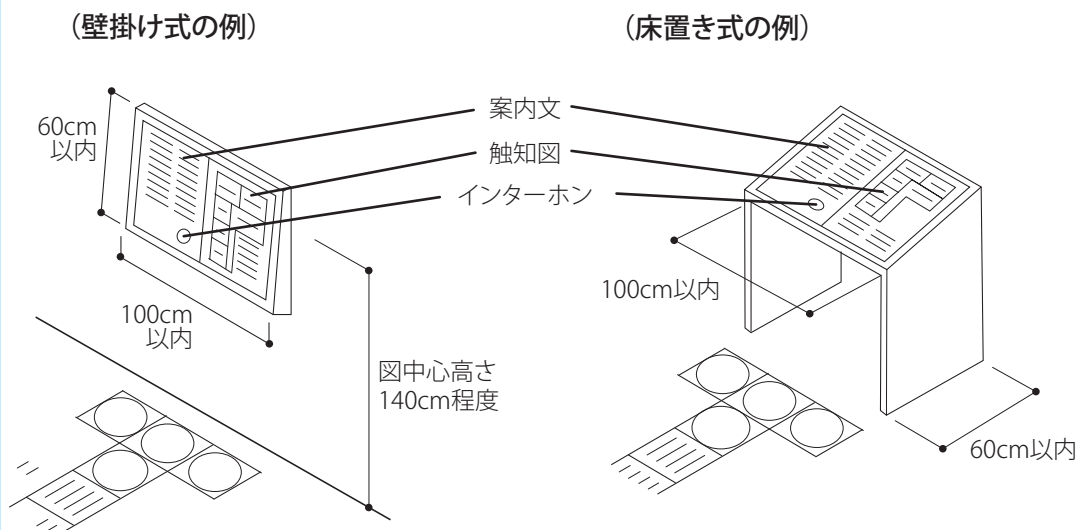
○視覚障がい者用案内設備の整備基準適用施設

視覚障がい者用案内設備の整備が必要な施設	用途面積が50㎡以上
	公衆便所
	用途面積が2,000㎡以上
特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。）、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）、若しくはボーリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）、公共用歩廊	

♥視覚障がい者用案内設備の誘導基準適用施設

- ・すべての施設を対象としています。

視覚障がい者用案内設備(触知図)の例



◆視覚障がい者への情報伝達方法として、音声装置、点字付の触知図の設置が望まれます。

◆音声による案内・誘導には、電波方式、赤外線方式の他に、磁気センサーを用いた方式、人感センサーにより音声案内を行う方式、ICタグや携帯電話のGPS機能を用いて位置情報を得る方式等もあります。

◆役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地や建築物の出入口等に音声案内装置を設置することが有効です。

◆チャイム音のみでは敷地や建築物の出入口であることが分かっていても、目的の建築物の出入口であるかどうか分からないため、併せて建物名称等に関する内容を音声により案内することも有効です。

*触知図を設置する場合は、JIS T0922を参考にしてください。

○：整備基準 ♥：誘導基準 ◇：標準的な整備内容 ◆：望ましい整備内容 *：語句の解説等

4. 外国人への情報提供

[整/15(4) 誘/15(4)]

- ♥案内板により主として外国人への情報提供を行う場合は、多言語化、ルビふり等に配慮します。

*「外国人への情報提供」は「3.資料編」参照(P409)

5. 照明

[誘/15(1)エ]

- ♥照明装置を設ける場合は、十分な照度を確保します。

- ◆照明装置を設ける場合は、照明は逆光又は反射すること等により見にくくならないように配慮することが望まれます。
- ◆ケースがある場合、ケースが反射すること等により見にくくならないよう配慮することが望まれます。

*一般的な大人の目線の高さだけを考慮すると、車いす使用者にはまぶしく見えづらいことがあります。

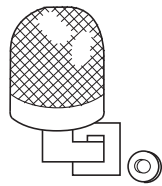
6. 非常警報装置

[誘/15(1)カ]

- ♥誘導灯、自動火災報知設備等を設ける場合においては、視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音、光等による非常警報装置を設けます。

- ◆災害時や緊急時に情報が伝わるよう、視覚障がい者には音声・音響等で、聴覚障がい者には文字などの視覚情報を提供できるよう整備することが望まれます。

警報装置の例



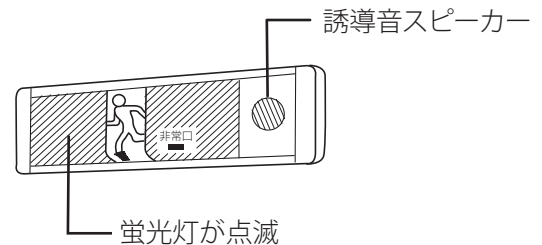
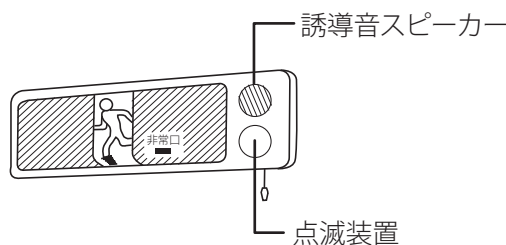
非常ランプ
(火事など非常の際に点滅します)

非常口表示の例



*非常口であることを掲示する場合は、図よりも文字の方が理解しやすい人もいることを踏まえ、図と文字を併記し、より多くの人に伝わるよう配慮することが重要です。

非常口誘導灯の例



7. その他の標示方法

- ◆聴覚障がい者への情報伝達方法として、電光掲示板等の設置が望まれます。

*電光掲示板の文字スピードは、速くなりすぎないように配慮します。

目の不自由な人のための情報手段

●音声コード

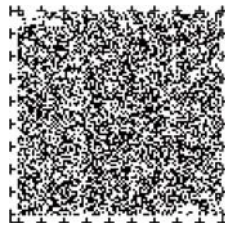
音声コードUni-Voiceは、漢字を含む約800文字のテキストデータを格納することができる2次元コードです。

音声コードは、専用ソフトCD (JAVIS APPLI) をパソコンにインストールすることで、文書作成ソフト (Microsoft Word) で作成した文章を簡単にコード化することができます。

スマートフォン用音声コードリーダーアプリ (Uni-Voice/Uni-Voice Blind) をインストールすることで読み取りが可能となり、音声による読上げと共に格納された文書情報の画面表示ができます。



▲スマートフォンでコードを読み取る



▲音声コードUni-Voice

<資料提供>

特定非営利活動法人

日本視覚障がい者情報普及支援協会

●拡大読書器

拡大読書器は、画像や文字等をモニターに拡大して表示又は音声化することができます。

拡大読書器を導入する場合は、印刷物などに記載されている内容を音声情報化できる「読み上げ機能付きの拡大読書器」とすることで、視覚障がい者がより安心して利用できます。

●ことばの道案内

「ことばの道案内」とは、地図や画像等を理解することが困難な視覚障がい者や視力の低下した高齢者のために、言葉の説明による道案内を行うものであり、NPO法人の会員により自発的に作成されたものです。

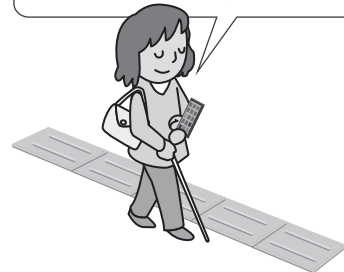
福岡市市民福祉プラザ (ふくふくプラザ)、福岡市立心身障がい福祉センター (あいあいセンター)、各区役所など21ルートの道案内が作成されています。

<参考>

福岡市HP「ことばの道案内」 (<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/chiiki-fukushi/health/kotobanomiannnai.html>)

NPO法人 ことばの道案内「ウォーキングナビ」 (<http://www.walkingnavi.com/>)

10mほど進むと、T字形の点字ブロックがあります。そのT字形のブロックを左9時の方向に…



▲「ことばの道案内」利用イメージ

認知症の人にもやさしいデザイン

超高齢社会が進展し、今後も認知症の人の増加が見込まれる中、福岡市では、認知症の人がストレスなく安心して生活できる住環境を整備するため、「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を令和元年度に策定しました。

多くの施設に認知症の人にもやさしいデザインの導入を促進し、認知症になってもこれまでと変わらず生活できるまちづくりを推進します。

●デザインの基本的な考え方

○記憶に頼らず行動できる空間づくり

認知症の人は記憶に頼って周囲の状況を把握することが困難になります。記憶に頼らなくても、その場で得られる手がかりから、自分がいる場所、行きたい場所を理解できるようにすることが重要です。

○安心して、自分らしく選ぶことができる居場所づくり

自らの行動を選択できることは、その人らしい生活の第一歩になります。一人になれたり、他者と交流できたり、安心して自分らしく選ぶことができる居場所があることが重要です。

●デザインのポイント

1. 色(明度)の組み合わせ

- ・目立たせるところはコントラストを強く
- ・目立たせないところはコントラストを弱く 等

2. サインと目印の活用

- ・文字とピクトグラムを併記する
- ・適切な設置場所、適切な大きさ 等

3. 明るさの調節

4. 親しみや安心感への配慮

5. 安全な屋外空間



※詳しくは、「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を参照ください

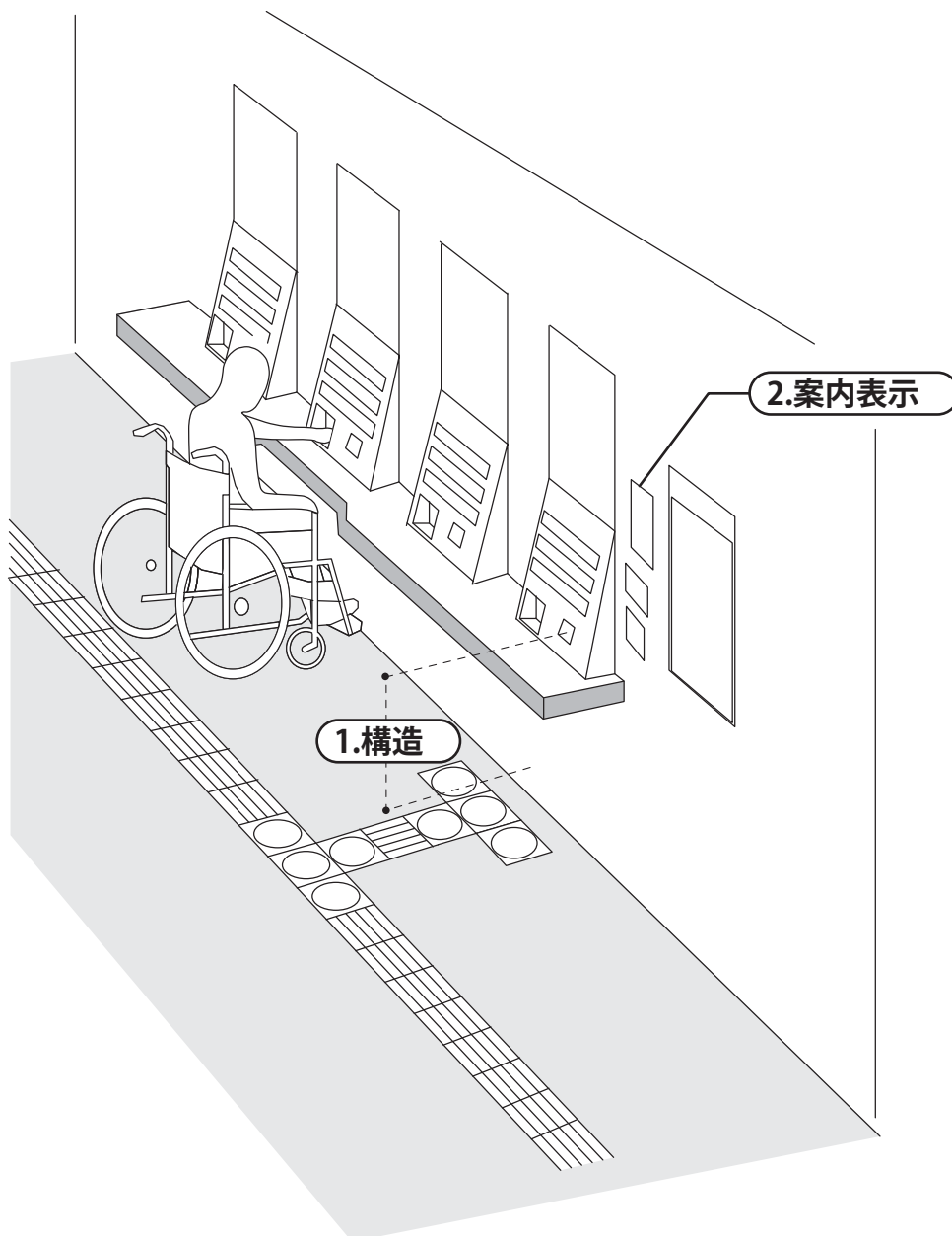
16.券売機

基本的な考え方

券売機の金銭投入口や案内表示等の高さは、車いす使用者や視覚障がい者の利用に配慮する必要があります。

- 設計のポイント**
- 券売機の下部は車いす使用者が寄りつきやすい構造とし、金銭投入口やボタンなどが円滑に操作できるよう配慮する必要があります。
 - 視覚障がい者に配慮して点字表示又は音声による案内をすることが必要です。

整備項目



整備の対象 | 券売機を対象とします。

留意事項 | 整備基準及び誘導基準において整備が必要な施設は次ページを参照して下さい。

○券売機を設ける場合の整備基準適用施設

	すべての施設	用途面積が 300㎡以上	用途面積が 500㎡以上	用途面積が 5,000㎡以上
整備が必要な施設	興行施設, 展示場, 社会福祉施設, 教育文化施設, 金融機関等の施設, 交通機関の施設, 公益事業施設, 官公庁舎, 地下街等	医療施設, 集会施設, 宿泊施設, 飲食施設, サービス施設	物品販売施設, スポーツ遊技施設, 公衆浴場	事務所, 工場, 複合施設

♥券売機を設ける場合の誘導基準適用施設

- ・共同住宅等, 学校等施設, 自動車車庫は対象外です。その他は面積にかかわらず, 整備が必要です。

1. 構造

[整/16 誘/16]

- ♥1か所に2以上の券売機を設ける場合においては, 車いす使用者の利用に支障がない構造とします。

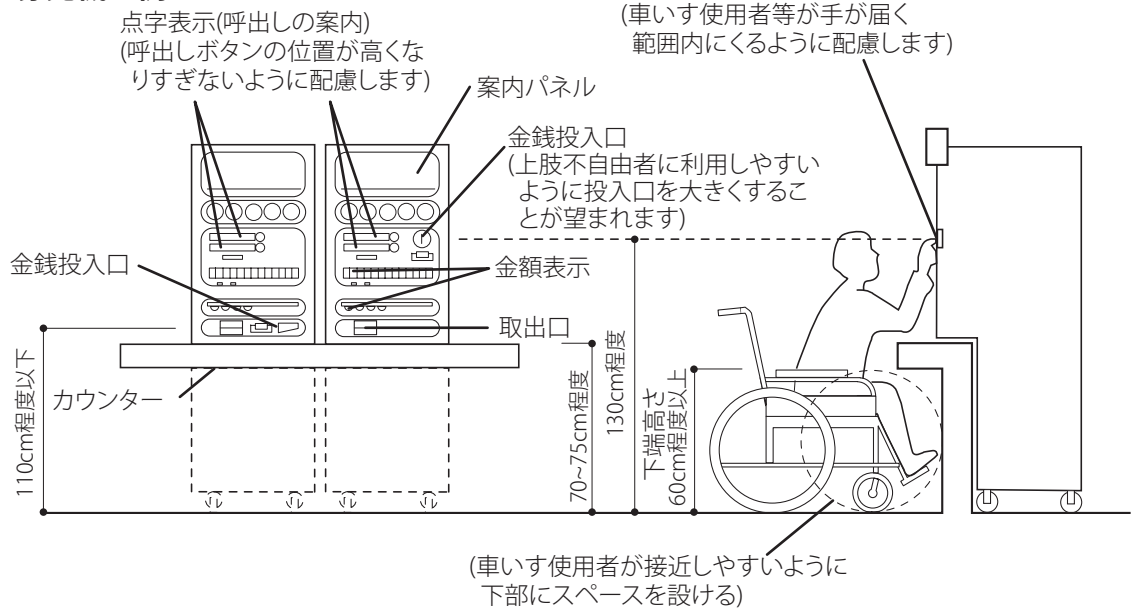
2. 案内表示

[整/16 誘/16]

- ♥1以上の券売機は, 料金等を点字で表示します。

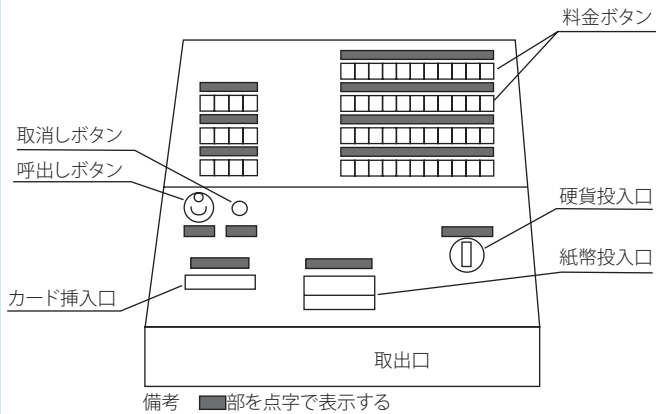
- ◆点字表示された機種は改札口にできるだけ近い位置に設け, 他の利用者との動線が交差しないようにすることが望まれます。
- ◆点状ブロック等と券売機カウンターの間隔は, 30cm程度とすることが望まれます。
- ◆視覚障がい者が円滑に利用できよう, 点字表示のほか音声案内装置を併設することが望まれます。

券売機の例

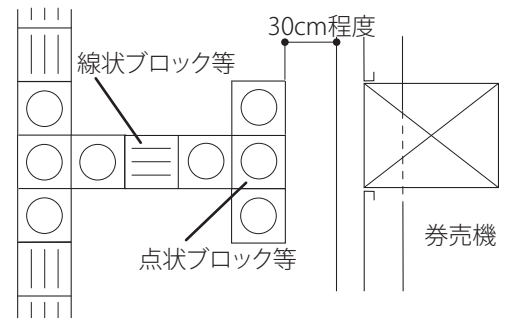


インターホン、呼び出しボタン等は車いす使用者にとって使用しやすい高さ、構造とします。

自動券売機等の点字表示例



券売機への誘導例



敷設に関しては券売機の幅などに考慮します

◇点字による表示方法は、JIS T0921に合わせたものとします。

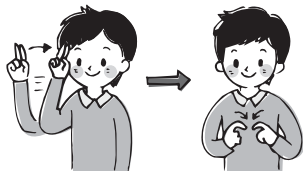
手話と指文字

私たちは、友だち同士で楽しく会話をしたり、言葉をかわすことによって、新しい人間関係をつくることができます。聞こえない人たちはいったいどんな方法で話をするのでしょうか？

聞こえない人たちは、手話や指文字を使います。手話は、耳の不自由な人たちの間で自然発生的に生まれた手まね・身ぶりの会話法です。簡単な手話を覚えてみましょう。

手話や指文字の他に聴覚口話法（補聴器や人工内耳を用い言葉を聞き取ったり口の形を読み取る）や筆記法（筆談・空書）を使います。

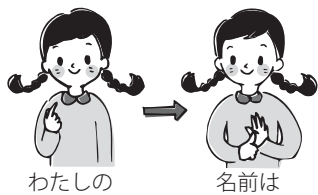
■手話



こんにちは
※指は額の中央にあてる

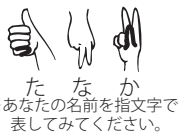


ありがとう
※左の手は甲を上



わたしの

名前



たなか
※あなたの名前を指文字で表してみてください。



です

■指文字（指で文字を表現します）



この図は相手から見た場合の絵です。

17. 公衆電話

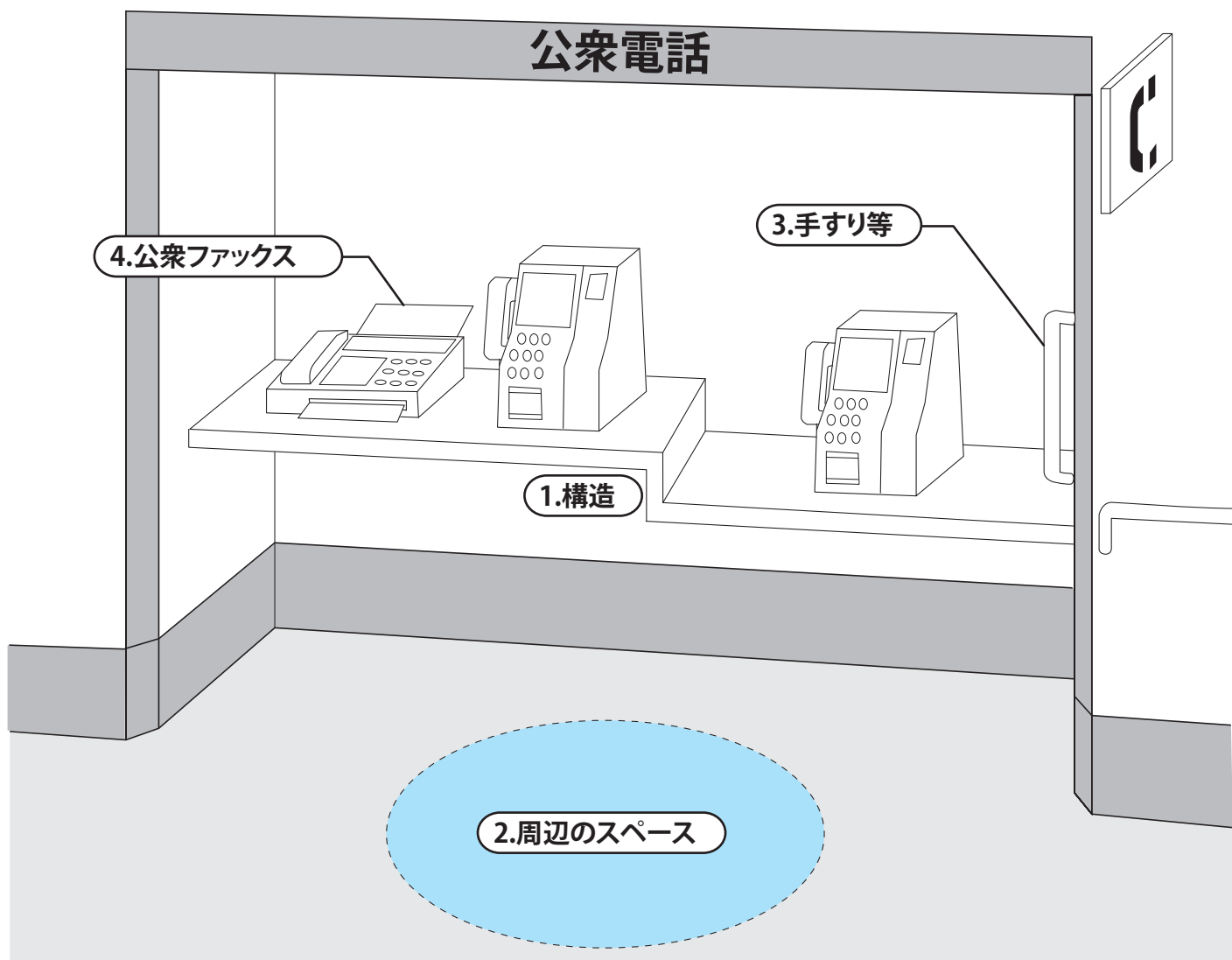
基本的な考え方

公衆電話を設置する場合は、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう位置、構造について配慮が必要です。また、聴覚障がい者の利用に配慮してファックス等の通信機器の設置が望まれます。

設計のポイント

- 障がい者等が円滑に操作できるよう電話台等の高さに配慮することが必要です。
- すべての人が寄り付きやすい位置と、周辺の形状を考える事が大事です。
- 廊下等に設ける場合は通行の妨げにならないよう工夫します。

整備項目



整備の対象 | 公衆電話を対象とします。

留意事項 | 整備基準, 誘導基準とも, 1か所に2台以上の公衆電話を設置する場合に1台以上を適合させるよう求めています。
 誘導基準では, 必要に応じて公衆ファックスの1台以上の設置を求めています。

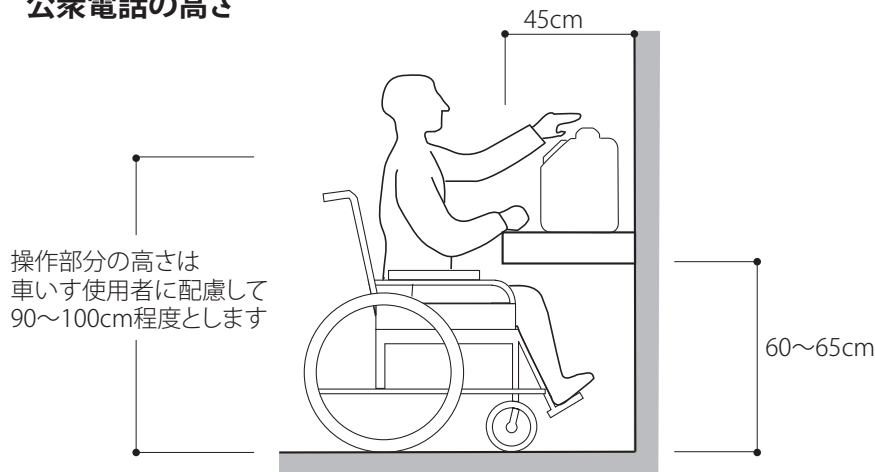
1. 構造

[整/17 誘/17(1)]

- 1か所に2台以上の公衆電話を設ける場合には、車いす使用者の利用に支障のない構造の公衆電話を1以上設けます。

*「車いす使用者の利用に支障のない電話台」とは、電話器の操作部分の高さを90～100cmとし、下部空間に車いすの足もとを入れるスペースを確保することです。

公衆電話の高さ



2. 周辺のスペース

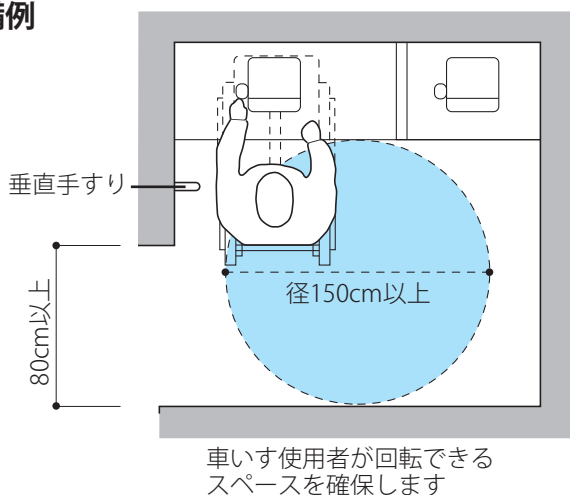
[誘/17(2)]

- 周辺には、車いす使用者が近づける十分なスペースを確保します。

*「十分なスペース」とは、車いすが回転できるスペース(直径150cm以上)です。

- ◇電話等までの経路は、車いす使用者が利用できるように幅等を確保します。

電話台周辺の整備例



3. 手すり等

[誘/17(3)]

- 杖を使用する歩行困難者等が体を支えることができる手すり又は壁面を設けます。

4. 公衆ファックス

[誘/17(4)]

- 必要に応じて公衆ファックスを1以上設けます。

*「公衆ファックス」とは、聴覚障がい者の送信手段として有効なものです。

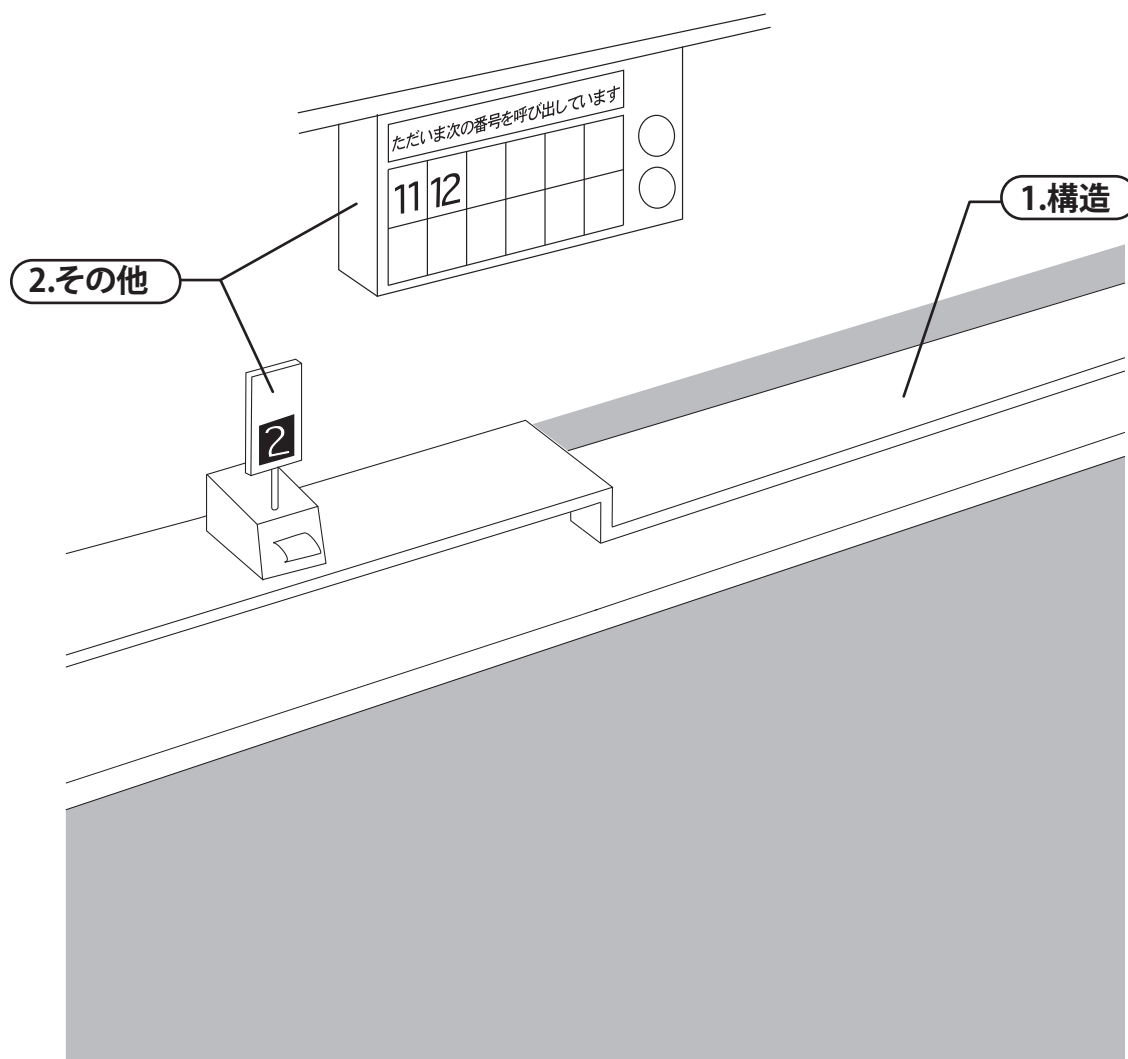
18.記載台等

基本的な考え方

記載台等は下部に車いすのフットレスト及びひざが入るスペースを設けるなど、車いす使用者等の利用に配慮した構造とする必要があります。

設計のポイント ●利用者の呼び出しを行う施設の受付カウンターでは、音声や文字による呼び出し装置を設けることが重要です。

整備項目



整備の対象 | 記載台, 受付カウンター等を対象とします。

留意事項 | 整備基準及び誘導基準において整備が必要な施設は次ページを参照して下さい。

○記載台等を設ける場合の整備基準適用施設

	すべての施設	用途面積が300㎡以上	用途面積が500㎡以上	用途面積が5,000㎡以上
整備が必要な施設	興行施設, 展示場, 社会福祉施設, 教育文化施設, 金融機関等の施設, 交通機関の施設, 公益事業施設, 官公庁舎, 地下街等	医療施設, 集会施設, 宿泊施設, 飲食施設, サービス施設	物品販売施設, スポーツ遊技施設, 公衆浴場	事務所, 工場, 複合施設

♥記載台等を設ける場合の誘導基準適用施設

- ・共同住宅等, 学校等施設, 自動車車庫は対象外です。その他は面積にかかわらず, 設置をする場合は整備が必要です。

1. 構造

[整/18 誘/18]

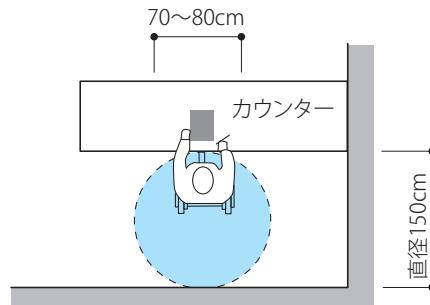
○♥車いす使用者の利用に支障のない構造の記載台等を1以上設けます。

*「支障のない構造」とは, 下部空間の高さ60~65cm程度, 奥行き45cm程度, カウンター等の高さ70cm程度です。

◇カウンターは車いすが容易に近づける位置に設けます。

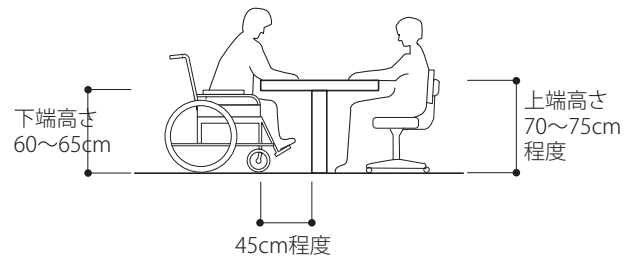
カウンターの例

(スペース)

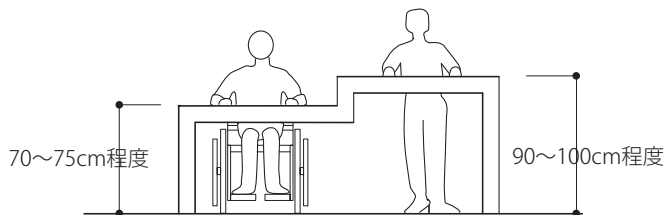


車いす使用者が回転できるスペースを確保する

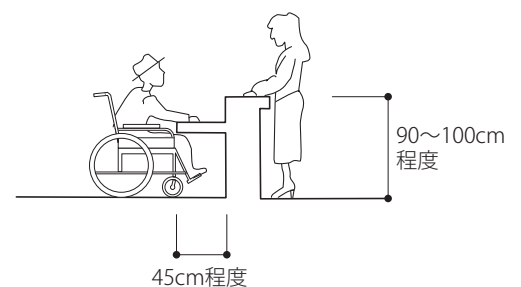
(車いす対いす座位)



(正面図)



(車いす対立位)



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

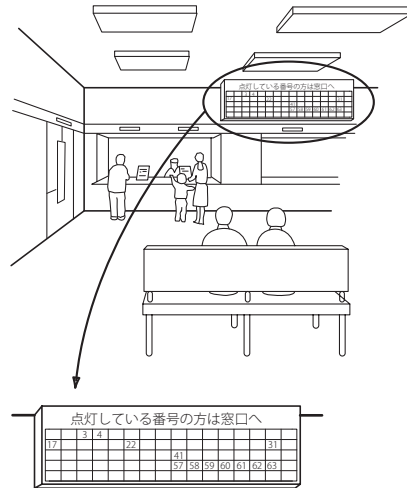
2. その他

◆音声によるほか、電光掲示板等を設置することが望まれます。

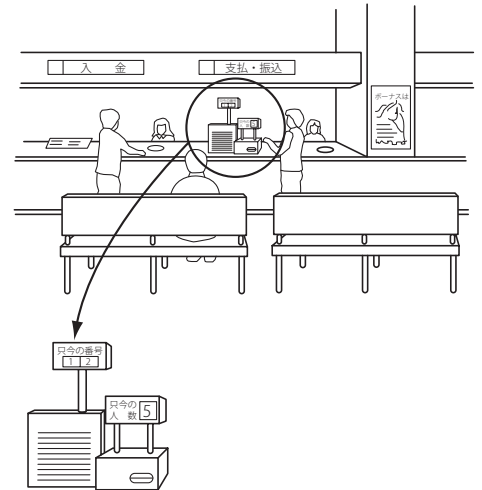
*視覚障がい者や聴覚障がい者の利用に配慮するためです。

電光掲示板等の例

(官公庁舎の例)



(銀行の例)



19. 幼児用遊び場

基本的な考え方

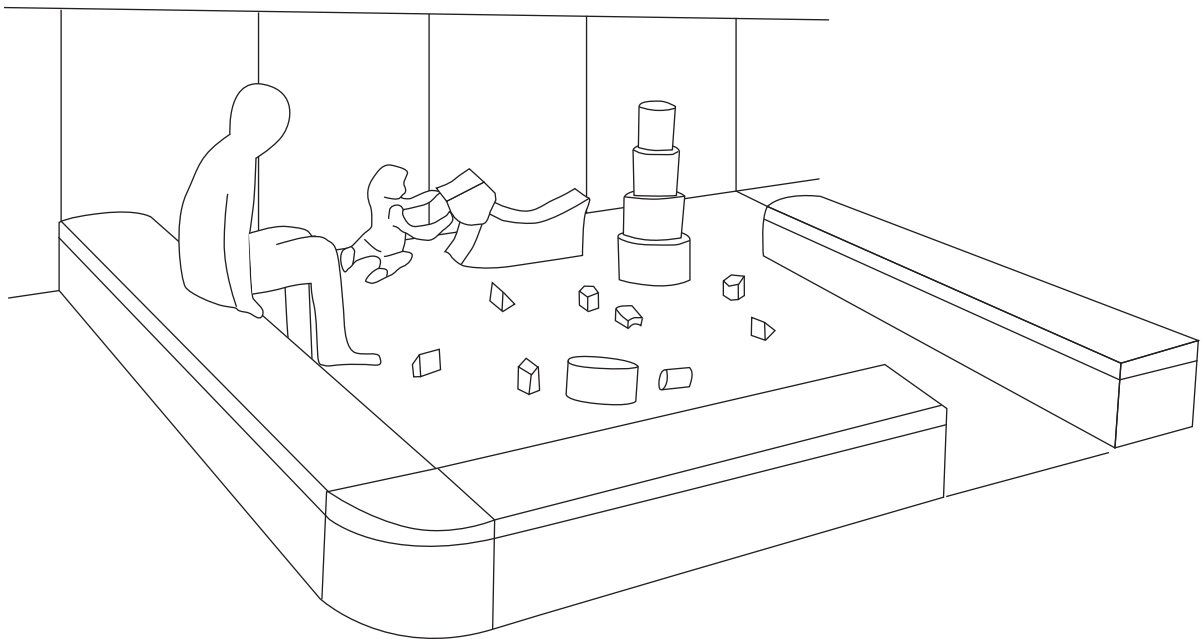
子どもづれでも外出しやすい環境づくりに配慮する必要があります。

設計のポイント

- 遊具を利用する子どもの年齢層を踏まえて、遊具の選定、配置等について検討し、危険箇所の除去に努めます。

整備項目

1. 設置



整備の対象 | □幼児用遊び場を設ける場合を対象とします。

1. 設置

[整/19 誘/19]

- ♥必要に応じて幼児用遊び場を設けます。
- ◆遊具は保護者の目の届く位置に配置します。
- ◆遊具は抗菌性に優れ、毒性のない材質とし、面取りを施すなど安全面に配慮されたものを採用することが望まれます。
- ◆遊具を設置する際は、子どもどうしの衝突事故を防ぐため、利用動線に配慮します。

子育てバリアフリー

～子育て世帯に配慮した施設整備や取り組み～

●商業施設での施設整備や取り組み



託児室

保育士による子ども一時預かりサービスを実施。



ベビー休憩所

赤ちゃんのおむつを替えたり、授乳や離乳食をあげることのできる部屋。電子レンジ、調乳用ポット、流し台も完備。



一般トイレ

ベビーカーを使用したまま入ることのできるゆったりとしたスペース。



カフェ

子ども向けのメニューを準備。また、離乳食を温めたり、皿に盛り付けるサービスも行っている。



キッズ専用ヘアサロン



ベビーカーの貸し出し

●マンションでの施設整備や取り組み



保育施設

マンションの1階に居住者専用の保育施設を併設。



●設置型授乳室



180cmの幅と90cmの奥行があれば設置可能。可動式のため、既存の施設内にも設置できる。

20.水飲み器

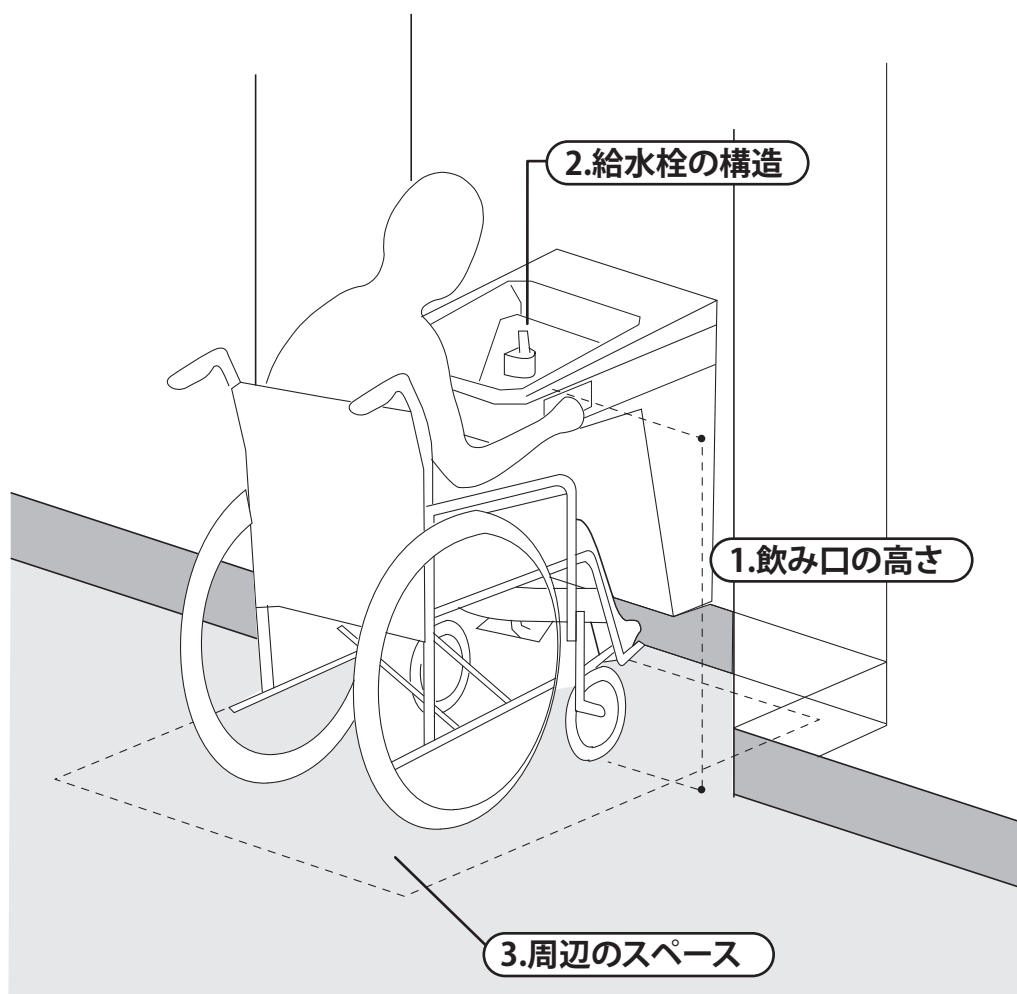
基本的な考え方

高齢者、障がい者等が円滑に接近でき利用できるように設置位置や構造に配慮する必要があります。

設計のポイント

- すべての人が寄り付きやすい位置と、周辺の形状を考える事が大事です。
- 廊下等に設ける場合は通行の妨げにならないよう工夫します。

整備項目



整備の対象 | □水飲み器を対象とします。

留意事項 | □水飲み器は、誘導基準のみの規定で、設ける場合は1基以上を適合させるよう求めています。

1. 飲み口の高さ

[誘/20(1)ア]

♥飲み口の高さは、車いす使用者等の利用に支障のないものとします。

*「車いす使用者等の利用に支障のないもの」とは、飲み口高さを70～80cmとし、子ども、高齢者に配慮した高さです。

2. 給水栓の構造

[誘/20(1)イ]

♥給水栓は自動感知式、ボタン式又はレバー式とします。

*手の不自由な人などの利用に配慮すると、「自動感知式」が便利ですが、例えば視覚障がい者の利用を考えると、「ボタン式又はレバー式」も同等に併設することが望まれます。

3. 周辺のスペース

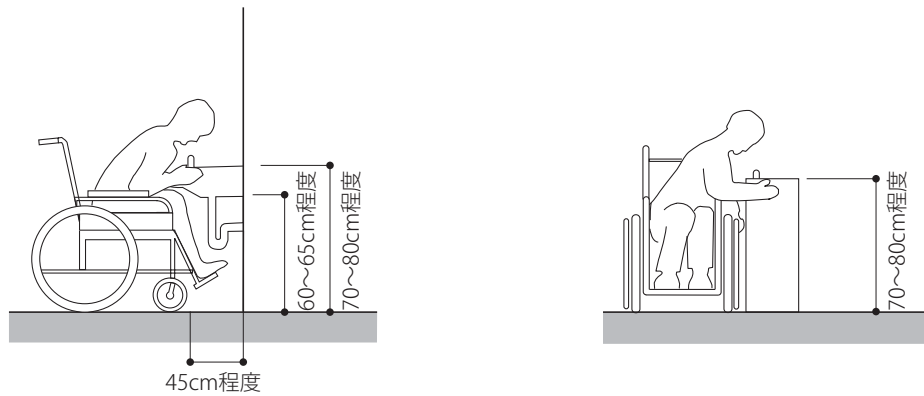
[誘/20(2)]

♥周囲に車いす使用者が容易に近づけるような十分なスペースを確保します。

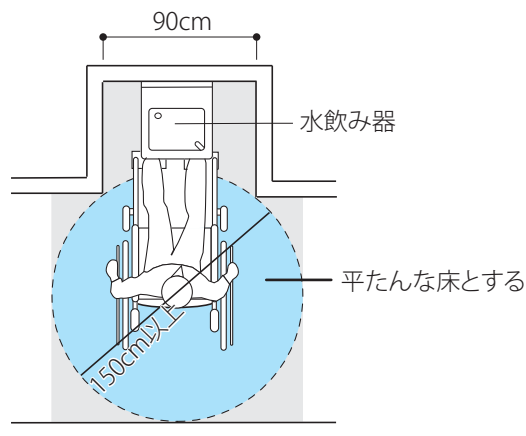
*「十分なスペース」とは、車いすが回転できるスペース(直径150cm以上)です。

◆水飲み器の前には水平部分を確保することが望まれます。

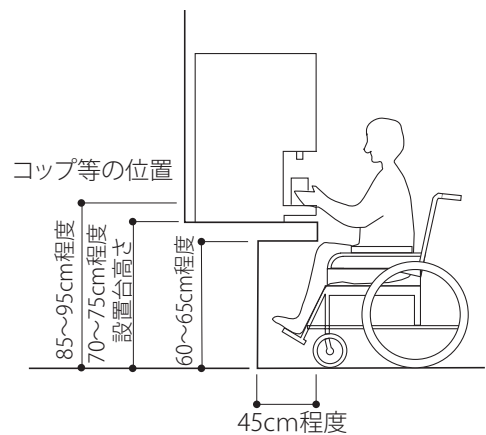
水飲み器の例



周辺のスペース



給水器の例



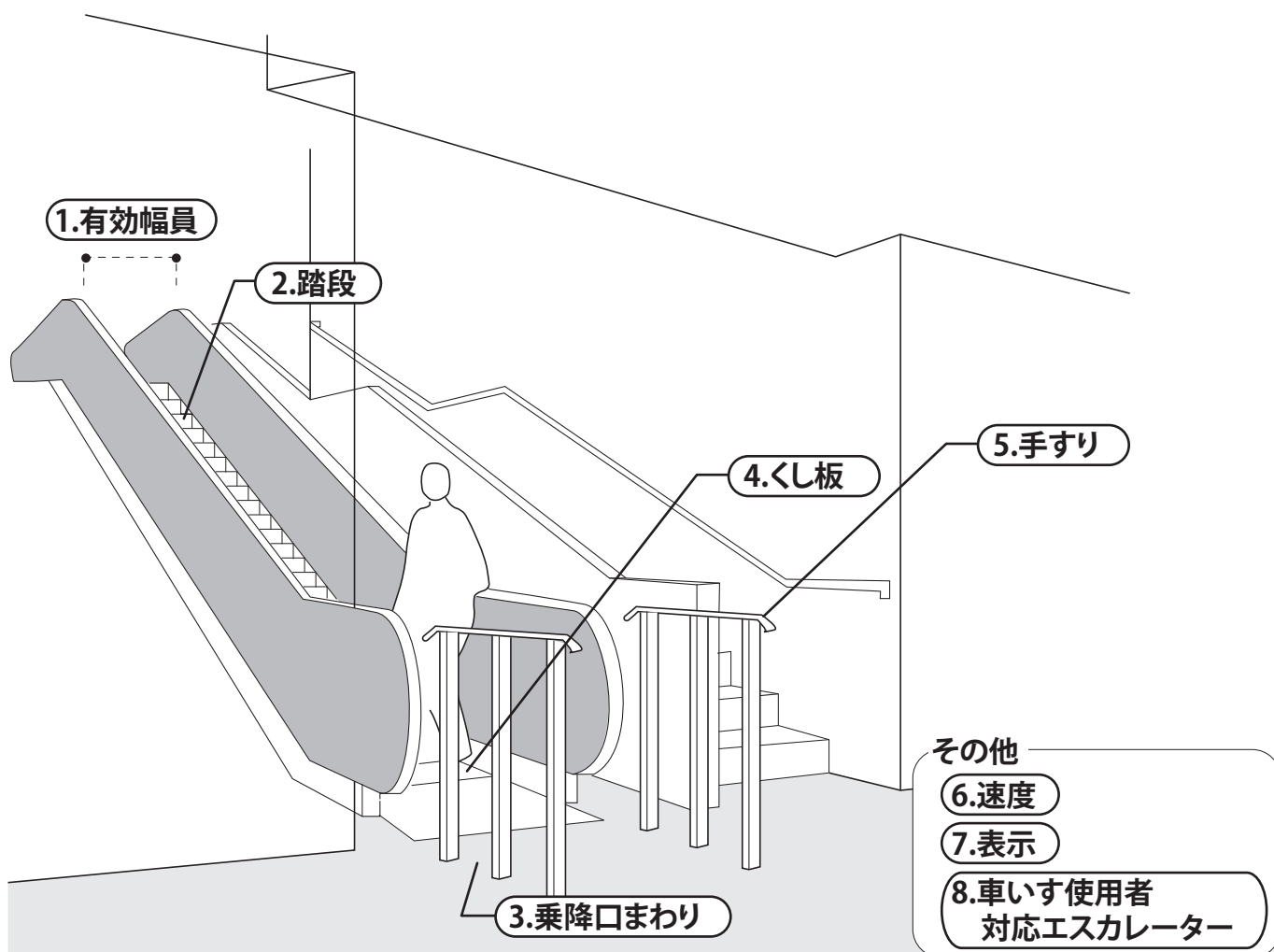
21.エスカレーター

基本的な考え方

エスカレーターは、多人数の垂直移動手段として有効であり、また、高齢者等にとっても負担が少ないため、上下階の移動を行う施設には設置することが望まれます。

- 設計のポイント**
- 軽度の歩行困難者や高齢者等には、エスカレーターも有効な垂直移動手段であるため、エスカレーターを設置する場合には、上り、下りの両方を設け、かつ、手すり等を設置する等配慮することが必要です。ただし、通常のエスカレーターを車いす使用者が使用することは危険であるため、車いす対応のエレベーターがない場合は、車いす使用者用エスカレーター（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第18条第2項第6号の規定に基づき、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通省が定める構造のエスカレーター）とすることが望まれます。
 - 歩行困難者等は、上りより下りの方が負担がかかるため、エスカレーターを設ける場合は、下りを設置することが望まれます。

整備項目



整備の対象 | エスカレーターを対象とします。

留意事項 | エスカレーターに係る整備基準及び誘導基準はありませんが、設置にあたり配慮が望まれる事項は次ページを参照してください。

1. 有効幅員

- ◆ステップ部の有効幅員は約100cm(S1000形)とすることが望まれます。

*「100cm」とは、高齢者等が介助者と並んで乗り込める幅です。

2. 踏段

- ◆踏段の水平部分は3枚程度とすることが望まれます。
- ◆定常段差に達するまでの踏段は5枚程度が望まれます。
- ◆踏段の表面は滑りにくい仕上げとすることが望まれます。
- ◆踏段の端部に縁取りを行う等により、踏段相互の認知をしやすいとすることが望まれます。

3. 乗降口まわり

- ◆乗降口の足元は適宜照明を行い、乗り口、降り口をわかりやすくすることが望まれます。

4. くし板

- ◆くし板には、ステップの部分とはっきり区別がつくように、色による縁取りをすることが望まれます。
- ◆歩行上支障のない形状、厚さとし、踏段との違いが認知しやすいように色表示を行うことが望まれます。
- ◆くし板の表面は滑りにくい仕上げとすることが望まれます。

5. 手すり

- ◆乗降口には、エスカレーターとは別に長さ100cm以上の固定手すりを巻き込みによる事故が発生しない位置に設置することが望まれます。
- ◆移動手すりの折り返し端は、乗り口では踏段手前くし部分から70cm程度、降り口では踏段後方くし部分から70cm程度の延長を設けることが望まれます。

*「固定手すり」とは、歩行困難者が移動手すりの動きについていけずに転倒するおそれがあるため、その巻き込みを避けるためのものです。

6. 速度

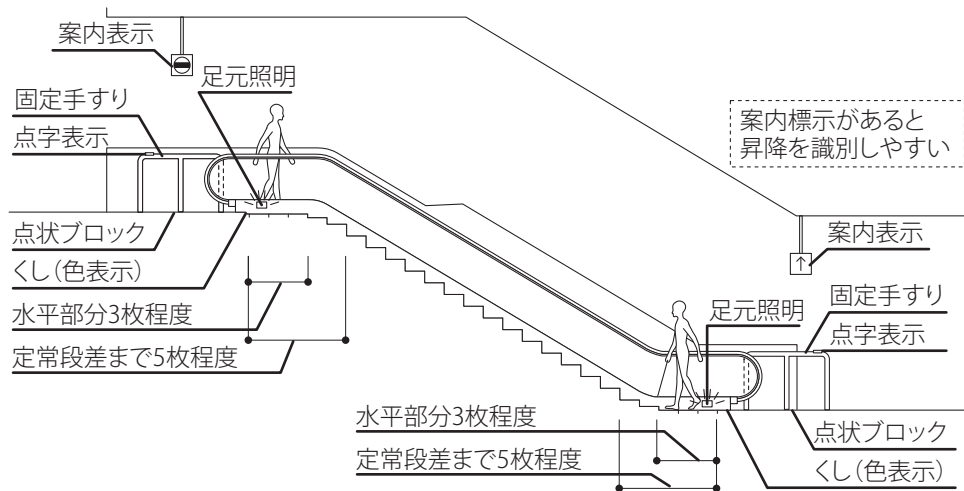
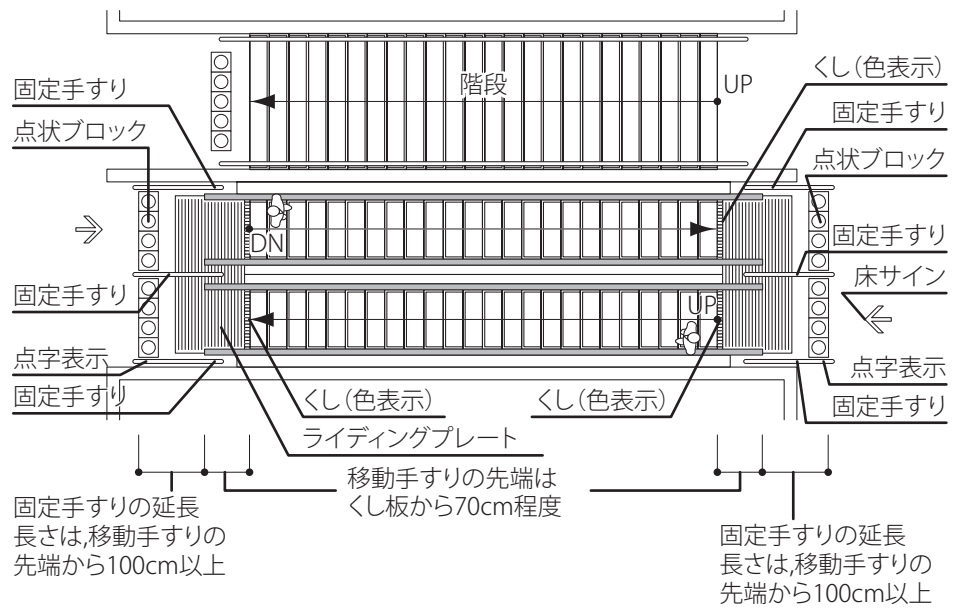
- ◆速度は30m/分以下とすることが望まれます。

7. 表示

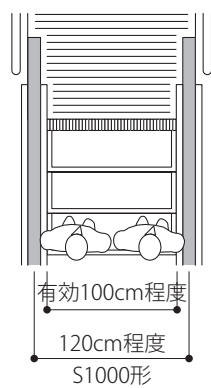
- ◆固定手すりには、点字又は記号による案内標示を設置することが望まれます。
- ◆点状ブロック等を、エスカレーター乗り口、降り口部のライディングプレートから30cm程度離し、固定手すりの内側に敷設することが望まれます。
- ◆視覚障がい者をエスカレーターに誘導する場合は、点状ブロック等や誘導固定手すりあるいは、音・音声による案内、人的な対応等を組み合わせて安全に利用できるように配慮します。

8. 車いす利用者 対応エスカレーター

- ◆係員の呼び出しインターホンを設置し、車いすで利用できることを表示する案内表示を設けます。



エスカレーターの幅員



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等